

環境社会配慮助言委員会 第 180 回 全体会合

日時 2026 年 7 月 3 日（金）14:00～16:52

場所 JICA 本部 2 階 202 会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

助言委員

東 佳史	立命館大学 政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子（※）	実践女子大学 人間社会学部／明治学院大学大学院 社会学研究科 非常勤講師
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教
奥村 重史	有限責任あずさ監査法人 パブリックセクターアドバイザー事業部 ディレクター
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 元プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授
鎌田 典子	一般財団法人 自然環境研究センター研究本部 上席研究員
衣笠 祥次	株式会社三菱 UFJ 銀行 経営企画部 サステナビリティ企画室 環境社会グループ 次長
源氏田 尚子（※）	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
重田 康博	宇都宮大学 国際学部／国際協力 NGO センター 元教授／政策アドバイザー
柴田 裕希	立教大学 環境学部 准教授
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター研究本部 元研究主幹
鈴木 和信	日本大学 国際関係学部 教授
鈴木 克徳	金沢大学環境保全センター 元教授・センター長
田辺 有輝	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男（※）	恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
錦澤 滋雄	東京科学大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 元教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 名誉教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 客員教授

敬称略、五十音順

（※）会議室参加

JICA

西井 洋介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
池上 宇啓	審査部 環境社会配慮監理課 課長
村上 孝太	東南アジア・大洋州部東南アジア第五課 企画役

開会 14:00

○西井 こちら、JICA 本部事務局の西井でございます。お時間になりましたので、そろそろ開始させていただきますと思います。

長谷川委員が本日ご出席の予定で、まだ入室されていない様子ではございますが、時間にもなりましたので、追って入室いただけるであろうということで、先に進めさせていただきたいと思います。

冒頭、音声確認取らせていただきたいと思いますのですが、私の音声届いておりますでしょうか。

大丈夫ですね。素早い反応をありがとうございます。それでは、進めさせていただきたいと思います。

本日も助言委員会全体会合にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、第 180 回ですが、第 8 期の委員としてはこれが最後の会合ということになりまして、次回以降、第 9 期に代替わりということでございます。区切りの会合ではございますが、ぜひ引き続き、活発な議論をいただけますと幸いです。本日もよろしくお願いいたします。

今日の会合の委員の皆様のご出席状況でございますが、22 名の委員の皆様のご出席を予定しております。欠席のご連絡はいただいております。

阿部貴美子委員、源氏田副委員長、あと谷本委員のお三方が会場からのご出席でして、既にご着席いただいているところでございます。そのほかの皆様はオンライン、冒頭申し上げたとおり、長谷川委員の入室をお待ちしている状況でございます。

会合を始めるに当たって、毎回の恒例で恐縮ですが、留意事項、読み上げさせていただきます。

参加者の皆様へということでご連絡です。逐語録を作成しますので、必ずお名乗りいただいたあと、委員長のご指名をお待ちいただけますと幸いです。

質問やコメントにつきましては、JICA 宛か、委員宛かを明確にいただけますと幸いです。JICA に質問、何々委員に質問です、コメントですと言っていただければ幸いです。JICA の中の役割分担は適宜こちらでやりますので、JICA 宛は JICA 宛と言っていただければ十分でございます。

ほかの方の発言中は発言が終わるのを確認し、ご発言いただきますようお願いいたします。

会議室ご参加の皆様におかれましては、発言される場合は、必ずマイクを活用して発言をお願いいたします。また、発言の際にマイクオン、終わったあとはオフをお願いいたします。適宜お手元にマイクをお配りしておりますので、活用いただければ幸いです。

発言の際、もし可能であれば Teams の挙手機能を使っていただければと思いますが、難しければ、こちらにサインを送っていただければ幸いです。

オンラインの皆様におかれましては、ハウリング等を防ぐため、事務局の設定で一律ミュートをさせていただいております。ご発言の際はミュートを外して、可能であればカメラをオンにいただけますと幸いです。ご発言終わりましたら、以上です、とお伝えいただき、速やかにミュートいただけますと幸いです。

いつもながらの留意事項でございました。ありがとうございます。

それでは、本日は早速議事のほうに進めさせていただければと思いますので、ここで原嶋委員長にマイクをお渡しできればと思います。

○原嶋委員長 音声入ってますか。

○西井 はい、聞こえております。

○原嶋委員長 それでは、改めまして原嶋です。よろしくお願いします。

第 180 回環境社会配慮助言委員会全体会合開催させていただきます。よろしくお願いします。

それでは、今先ほど出席情報についてはご案内ございましたとおりで、長谷川委員が若干遅れているということでございます。

開会終わりましたので、早速スケジュール確認ということで、今お手元に日程表が配布されていると思いますので、細かな日程の変更につきましては、事務局に数日中にご連絡いただきたいというふうに思います。

あと大きな点で何かご質問等ありましたら承りますので、サインを送ってください。

事務局のほう、何かありますか。ちょうど締めもありますので。

○池上 はい、審査部事務局、池上です。

スケジュールに記載のとおり、7 月 13 日に第 9 期助言委員向けブリーフィングを開催する予定でございまして、基本的にはこの助言委員会と同じ時間設定で、14 時から 17 時頃に終わるという形で予定しております。

毎回新しい期が始まるたびに、新任委員向けにブリーフィング設定していますけれども、毎回前期から継続いただいている委員にも積極的にご参加いただいております。

今回も一旦締切として設定させていただいた日までに多数ご参加表明いただいておりますけれども、昨日こちらの助言委員会の資料をお送りさせていただいた時に、追加でやはり参加したいとお声もいただいております。

ですので、席に限りがあるわけでもございませんので、もし追加で参加を希望していただける場合は、本日中に事務局の大石までご連絡いただければと思っております。

また、当日、第 8 期の時と同じですが、審査部だけでなく、企画部や、異議申立事務局からも登壇しまして、環境社会配慮助言委員会に関連する内容に限らず、JICA 事業の一般的なスキームなどについてもご説明させていただきます。具体的なカリキュラムはまた参加表明いただいた方にお送りさせていただきますので、コマを選んで、このコマとこのコマだけ参加したいと、そういった形でも可能ですので、ぜひ積極的なご参加についてご検討いただければと思います。

あと 1 点、これも第 9 期関連なので恐縮ですが、このタイミングでご説明させていただきますけど、9 期まで継続いただく皆様には、既に委嘱状のほうをお送りさせていただいているかと思えます。

それに加えて所属先指定の兼業依頼状が必要な方いらっしゃいましたら、所属先指定のフォーマットをお手数ですが、来週月曜日、7 月 6 日までにこれも事務局、大石までお送りいただけるとありがたいです。

すみません。事務連絡となります。以上となります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今のご説明に対して、委員の皆様、何か確認や質問ありましたら承りますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、繰り返しになりますけれども、日程の細かな変更については、数日中に速やかに事務局

のほうにメールでご連絡いただければと存じます。よろしくお願いします。

それでは、ワーキンググループのスケジュール確認はこれで終わりとしまして、本日 3 番目にモニタリング結果の報告ということで 3 件ございます。

池上さん、これは各事業ごとに行きますか。多分ご説明は同じ方なのかもしれませんが、どうしましょうか。

○池上 はい、案件としてはバラバラですので、各事業ごとでお願いします。

○原嶋委員長 はい、わかりました。それでは、今ご案内のとおり、本日フィリピンに関わる 3 件のモニタリング結果の報告ということでございます。

まず 1 件目が、マニラの首都圏地下鉄事業でございます。

それでは、準備が整いましたらご説明をお願いします。

○村上 はい、ご案内いただきありがとうございます。東南アジア・大洋州部東南アジア第五課の村上と申します。本日モニタリング案件 3 件ございますが、3 件とも村上のほうからご説明をさせていただきます。

冒頭ありましたとおり、各 1 件ごと、ご説明のあと質問賜れればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。次のページお願いいたします。

マニラ首都圏地下鉄事業フェーズⅠということでございまして、円借款事業でございます。目次に沿ってそれぞれご説明をさせていただきます。

まずは次、事業の背景からでございます。事業の背景でございますが、こちらの事業は、マニラの首都圏に地下鉄を造る事業になっておりまして、マニラの首都圏は、面積で約 620 km²と比較的限られた都市地域の中に、約 1,000 万人近くの人々が住んでいて、この 25 年の間に約 2.5 倍となる 2,500 万人へ増加するということで、急激な人口集積が進んでいるという地域でございます。

東京と比較すると、東京よりも人口密度が高いという状況になっていて、通勤・通学、物流と、都市交通需要は年々増加しているというような状況になってます。

他方、このマニラ首都圏は、いわゆる鉄道などの軌道系公共交通の整備がとても遅れておりまして、高架鉄道 3 路線しかないという状況で、しかも全長がたった 50 km というところで、日本に比べるとはるかに短い距離という中にあります。

こういったような慢性的な渋滞が発生しているマニラにおいて、道路利用者の交通経済費用というのが、1 日あたり 49 億ペソにも毎日達していて、こういったような損益が出ているというところで、東南アジアの中でも、極めて交通渋滞が悪いというところで、経済活動とか、市民の生活に影響を及ぼしているというような背景がございます。そのような背景の中、次のページお願いします。

マニラ首都圏の地下鉄を造るというような事業が進んでいるというところでございます。

実施機関ですが、フィリピンの運輸交通省、DOTr というところが実施機関でございます。

これまで、円借款、輪切りでございますけれども、4 期を出しておりまして、この 3 月に第四期目の L/A を調印したというところでございます。

具体的なパッケージ、中身でございますけれども、建設のパッケージとして、ここに書かれているとおり、101 から 105 と 108、109 というところで、まだ 108 については契約交渉中ですが、ほぼほぼ全部において工事が進捗しているというところでございます。

土木パッケージ以外に、106 という鉄道システムがあって、107 という車両パッケージがあると、

そういった事業になっております。次のページお願いします。

工事の実施状況でございますけれども、既に 2018 年に第一期も出していて、着工が 2020 年半ばぐらいにはなるんですけれども、今のところ工事がちょうど半ばぐらいに来ていて、2031 年の供与開始、要は開業というところを目指しているという状況でございます。次のページお願いします。

事業対象地の現況の風景でございます。基本的にこの事業、鉄道になっていまして、駅部分では開削工事、また、トンネル区間においては TBM と呼ばれるトンネルのシールドマシンを使って工事を進んでいるというような状況になっております。次のページお願いします。

環境社会配慮のカテゴリ分類でございます。こちらの案件、カテゴリ A 案件になっておりまして、2010 年のガイドラインに即して、鉄道セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するというものでございます。

環境許認可でございますけれども、事業が始まる 2017 年の 10 月には取得済みというふうになっておりますが、2019 年に一部線形というのは変更がございまして、フィリピン側のほうで EIS の修正を行い、ECC の再取得を行っているというところでございます。

1 点補足でございますが、本件、2021 年に異議申立がございました。こちらについては、既にホームページに出ささせていただいており、用地取得にかかる異議申立でございます。現在は、フィリピンの法律にのっとって手続が進んでいるというところでございまして、最終的な、このホームページに記載もあるんですけれども、異議申立については、今、一応手続は留保しているというところで、フィリピンの法律に基づいた裁判所での手続結果を注視してまいるという状況でございます。次のページお願いします。

環境レビューの状況でございます。

まず汚染対策ですけれども、工事中は、これに書かれている大気質、水質、騒音・振動のなどの影響が予想され、工事中には散水やシルトスクリーン、排水路などを設置しながら、定期的な測定などを行うというところでございます。

そのほか、燃料やオイルなども使いますので、適切な保管も行いながら、トンネルのシールド工法の採用等行いながら、影響への緩和策というのを取っていくというところでございます。

供用時の振動については、地下鉄事業なので、東京都夜間の規制基準を下回る見込みというふうに伺っております。

本事業の対象地ですけれども、国立公園等の影響を受けやすい地域には該当しないというところで、自然環境への望ましくない影響は最小限であるというふうに考えられます。

社会環境面でございます。本事業は、面積ベースで言うと、831 千平方メートルを取得というところと、1,332 件のロットベースでの用地取得が必要になっておりまして、全部で 234 世帯の住民移転は必要という状況でございます。

こちらの補償や用地取得については、大きな問題を確認されておらず、適切な対応を実施しているという状況でございます。

その他モニタリングでございますが、工事期間中は、実施機関とコントラクターが EMP に沿って工事を実施するというところと、RAP については、こちらもしっかりモニタリングを行っていくというところでございます。

そのほか、External Monitoring Agent に委託して、外部モニタリングも行っているというところで

ございます。次のページお願いします。

ここからモニタリング結果について、ご説明をさせていただきます。

まず大気質でございますが、こちらに書かれている TSP や PM2.5 などを計測しております。で、赤字になっておりますけれども、CP103 の一部のパッケージにおいて、PM2.5 の基準超過が確認されたというところでございます。

他方、こちらはそもそも地下鉄、都会の真ん中に造るので、周辺交通量がベースラインの調査時よりも増加しているというところでございますが、基本的には周辺交通量が大きく上がっているというところが一つの要因と推測されます。

こちらの大気質については、総じて基準に適合していて、管理というのは適切に実施されているというふうには考えております。特に工事中の粉塵対策や散水、排ガス管理ということは継続的に強化されておりますので、大気質への負の影響は最小限に抑制をされているというふうに考えられます。次のページお願いいたします。

次は水質でございます。こちらですけれども、一部の地点で、DO の低下や、BOD、Oil、また、大腸菌の基準超過が確認されているというところがございます。直近の週次でも TSS の高水準が散見されるというところでございます。

他方、こちらは工事現場からの直接排水というのは確認されておりません。で、周辺のやはりコミュニティの生活用水とか排水処理の不備、最近の都市化に伴うストーンウォーターの流入というところが、原因とされるのではないかというふうには考えているところでございます。

そのほか、河川やクリークというところの直接排水も防ぐというところで、シルトフェンスの設置とか仮囲いなどもやりながら、濁水や土砂の流出の抑制もしているというところでございます。

油とか化学物質の管理についても、二重で保管をして、流出リスクというのは最小限に伴っておりまして、異常時には排水設備の点検、そういったことも速やかに行っているというところでございます。

そのほか地下水の水位等についても、週次でモニタリングを行っているという状況でございます。次のページお願いします。

次のページ、騒音でございます。こちらは全てのサイトで基準値を超過しているという状況でございますが、工事内のヤードに限っては、基準値内に収まっているというところでございます。

影響エリアはそもそもベースラインの調査を取った時に超過をしているという状況でございますが、本事業が直接的に原因で、この超過を引き起こしているというよりも、周辺環境の交通量の多さが起因しているのではないかというふうに考えられます。

繰り返しですけれども、この基準値に収まっている施工ヤード内では、騒音管理、対策というのをやっておりまして、それらが影響して、基準内に収まっているものというふうに考えております。次のページお願いします。

振動でございます。振動も概ね基準内に収まっているというところでございます。で、一部データを取っていないところもあるんですけれども、それは元から工事の内容が低振動というところに限られているので、ベースラインを上回るような振動が発生しなかったもので、こちらはデータを取っていないというところでございますが、振動が見込まれるところについては、データを取っていて、それは基準内に収まっているというところでございます。

こちら繰り返しですけれども、トンネルもシールド工法という極めて振動が少ない工法も取得しておりまして、影響緩和策としては、振動しないような施工計画というものだったりとか、工事ヤードを住宅地から距離を保つということに取り組んでおるというところで、米国の FTA 基準に基づく評価をやりながら、住民からの苦情・影響というところを定性的に管理をしているという状況でございます。次のページをお願いします。

続いて、土壤汚染等でございます。土壤汚染については、基準値を超えるような数値は確認をされておられません。緩和策としましては、やはり汚れたところを通らないということだったりとか、早く検知するという体制を確立をしているということで、基準値を超えるような数値は抑えられているのかなというふうに思います。

また、掘削土についても、第三者分析を行いつつ、指定の処分場にて管理をするということも徹底しているというふうに聞いております。

廃棄物についても、ECC の条件に基づいて適切に管理・処理をされている状況です。

労働状況についても、労働者への騒音・粉塵対策というところで、耳栓・マスク等の着用もしながら、ワーカーに対するモニタリングも行っているというところでございます。続きまして、次のページをお願いします。

用地取得と住民移転でございます。本事業、約 104 万㎡の用地取得が必要な事業で、繰り返しですけれども、234 世帯の移転が影響されているというところでございます。こちら ISF の方々については、全世帯既に移転済みということで、移転地の補償も既に支払い済みというところでございます。

住民説明会も適時開催しておりまして、住民の懸念については、適切に協議を行ってきているというところでございます。次のページをお願いします。

続いて、代替住宅のお話でございます。まず CP102 を除いて、代替住宅への移転というところは、概ね完了しているというところでございます。

そのほか収入の補償については、101 でも一部残っておりますけれども、こちらも間もなく完了見込みというところでございます。

用地の取得の状況自体については、1 から 3 において、ほとんど 9 割近くが完成しているというところで、若干 CP104、遅れておりますけれども、こちらも用地取得が完了するというふうに伺っております。次のページをお願いいたします。

各種補償ですけれども、各種補償は土地、建物、機器、農作物等について、補償を実施しておりまして、各パッケージにおいて、それぞれ完了見込みとなっておりますが、最初に着工した CP101 が約 8 割程度完了しておりまして、そのほか 102 が半分程度、103 はこれから進むというところで、農作物への補償は 9 割近く進んでおります。

104 も農作物等の補償は完了しておりまして、建物は 6 割近くというところで、今後完了が進んでいく見込みでございます。

地下部分についても、同様に半数以上で完了していて、ほかのパッケージでも順次実施されていくというふうに聞いております。次のページをお願いいたします。

こちらは生計回復支援でございます。それぞれのパッケージにおいて、生計回復支援というものを実施してきております。

まず最初に 101 のパッケージですけれども、この生計回復支援の予算で、少し残が出ておりますので、そういったような予算の枠を使いながら、また次の何かほかのことができないかということを検討してまいります。

そのほか、102、103 では、委員会と連携しながら、こういったような支援策というのが導入段階に入ってきています。で、CP104 では、個別世帯の、今調査を行っていて、今後支援策というのが検討されていく、協議されていくという状況でございます。次のページお願いします。

最後になりますが、苦情処理メカニズムでございます。本件はこの苦情処理について 2 件寄せられておりまして、既に解決済みでございます。

簡単に触れますと、1 件目が騒音についてというところで、2 件目が用地の補償についてというところ。それぞれ実施機関も含め、苦情が寄せられた方々には、既に説明をして、ご納得いただいているというところで、いずれも円満に解決されているというところでございます。

まず、地下鉄については、モニタリングのご報告は以上になります。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。それでは質問を承ります。

村上さん、一応原則 3 人ずつ質問を承りますので、ご対応をお願いします。

○村上 承知しました。

○原嶋委員長 それでは小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 はい、ご説明ありがとうございます。

私の記憶が正しければ、確かフィリピンでは地下利用について、日本と同様の大深度地下のような法制度があったかに記憶しているんですけれども、このモニタリング対象というのは、特に住民移転なんですけれども、物理的に家屋が移転される方を対象に、この用地取得・住民移転のモニタリングをされたのか、あるいは土被りの浅いところも含めて地下構造の区間の上に残ってらっしゃるような方も含めてモニタリングをされたのか、どうでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。それでは田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 はい、ありがとうございます。

異議申立を保留にしている理由として、紛争解決手続が行われているということだったのですが、先ほどの苦情処理メカニズムの 2 案件とは別で動いているものがあるというところでよろしいのか。

ちょっとその苦情処理メカニズムと紛争解決メカニズムが、もし別であれば、別にしている理由をお伺いできればと思います。

以上です。

○原嶋委員長 山岡委員、お願いします。

○山岡委員 はい、山岡です。

ちょっと通信状況悪いので、カメラオフをお願いします。

10 ページのスライドで、水質についてご説明されていると思いますが、調査結果のほうで、BOD と Oil、それと Coliform についてはバーが引っ張ってあって、これ計測されていないように見えるんですが、これは何か理由があるんでしょうか。

もう 1 点は、この水質が悪い理由については、工事ではなくて、周辺からの排水の流入等が原因であるとおっしゃったわけですが、これは何かデータからおっしゃってるのか、それとも何か現地の観測とか記録からこういう判断をされてるんでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 村上さん、お願いしていいでしょうか。

○村上 はい、ありがとうございます。

まず一つ目のご質問ですけれども、フィリピンの地下利用でございますが、まず大深度ではなくて、今、フィリピンでは 13m までを一応補償対象にはしております。ですので、そもそも移転が必要な家屋と、あと地下 13m 以上のところに対する補償という、この 2 点をモニタリングしているというところでございます。

続きまして 2 点目でございますけれども、苦情と異議申立ですけれども、訴え先というか、それぞれ申請先が異なっておりまして、異議申立は JICA のほうに来ているという状況でございます。で、苦情のほうは、各窓口がございますので、それぞれ取り次いでいるところが違います。で、もちろんケースも違うというところで、ご質問に端的に答えると、それぞれ別々のものというところでございます。

最後のご質問でございますけれども、10 ページの水質のところですが、これは工事でないところについては、工事で実際に影響が出る可能性が高い項目というところに絞って、継続監視を行っているというような状況でございます。

以上になります。

○原嶋委員長 田辺委員、今、多分対応してなかったんじゃないかと思うんですけど。

○田辺委員 はい、そうですね。この異議申立と、この苦情処理が違うのは、わかっているのですが、先ほどの説明で異議申立が保留になっている理由として、紛争処理手続が係争中であるという説明であったので、この紛争処理手続というものと、苦情処理メカニズムの話の 2 件っていうのは別で動いているものなのかどうかという質問です。

○村上 すみません。質問にストレートに答えられておらず、恐縮です。

まず言うと、改めまして違うものでございます。そちらの係争中のものは係争中のものとして行われています。

こちらの苦情処理のものとは別事案になるので、こちらは別事案として、係争中のものとして手続は進んでいるというものでございます。これでご質問の回答になってますか。

○田辺委員 はい。ただ、その苦情処理が別と言われても、ガイドライン上、特にこれが苦情処理という話ではなくて、一般的にその当該国において、申立をするようなメカニズムのことを指しているので、ここでこのモニタリングの段階で分けられてしまっている理由がちょっとわからなかったです。

○村上 すみません、ちょっと説明が足りておらず、失礼いたしました。

多分お示ししながら説明したほうがいいと思うんですが、最後のスライドでお示した苦情処理メカニズム、ページ数でいうと 18 ページですけれども、こちらは基本的にフィリピン政府、要は実施機関が影響を受けている方々から、こういったような苦情を受けたことに対して、説明を行ったというところで、こちらはこういったような苦情処理に対して適切な説明を行い、円満に解決しましたということをモニタリングの中で確認していて、今回ご報告させていただいたというところでございます。

○原嶋委員長 田辺委員、どうですか。ちょっと質問も整理されたほうがいいと思うんですけど。

○田辺委員 このモニタリング結果の苦情処理メカニズムの処理という、その実施機関の苦情処理に限定されている理由が、適切ではないと理解していて、実施機関のみならず、政府で動いているものも含めた上で、こういった苦情処理のモニタリング結果として示すべきかなと思いました。

いずれにしても、ちょっと今回は分かれているということは理解したのですが、今後、こういうものは広く包括的にモニタリングとして確認すべきかなと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 田辺委員、簡単に言うと、現地で今動いている紛争処理の内容を開示してほしいという趣旨なんですか。ちょっとそこだけ確認したいんですけど。

○田辺委員 そうですね。実施機関が苦情処理を行うのか、政府のメカニズムとして、苦情処理を行うかどうかということは、特にガイドラインとしては限定しているということではないと理解していて、同様の似たようなものがその国で動いているのであれば、包括的にモニタリング結果として示した方がよいと思います。

○原嶋委員長 今、村上さんからご説明ありましたが、現地で紛争処理の手続が何らか進んでいると、それがあろうということは事実としてお示しいただいてますけど、その結果をここで苦情処理メカニズムの結果として含めて開示すべきというご主張というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○田辺委員 そうですね。はい、似たようなものが動いているのであれば。

○原嶋委員長 西井さん、どうですか。

○西井 はい、事務局の西井でございます。ありがとうございます。

そもそも異議申立で紛争解決をしながら、モニタリングしてる案件っていうのも、そうそうあるものではなくて、イレギュラーなケースだったと思います。

田辺委員のおっしゃるとおり、要は仕組みに関わらず、あるものはちゃんとモニタリングしたほうがいいんじゃないかということだと理解しておりまして、その精神は我々も踏まえて、このスライドの中でも、異議申立の状況も一応報告に入れさせていただいたというところではございます。

取りまとめの形式の話で、苦情処理として一括で報告したほうがよかったのかもしれませんが、そこは今後の参考にさせていただければなというふうに思っております。

異議申立の状況が全く把握してないですとか、モニタリングしてないっていうことではなくて、それはもちろんやっていて、それもプレゼンには示させていただいたつもりではあったんですが、ちょっと仕組みが違うことに起因して、別々にまとめさせていただいたという次第だにご理解いただければ幸いです。

○原嶋委員長 はい、一応この件、一旦ここで、また後ほど必要であればご発言ください。

鈴木克徳委員、どうぞ。

○鈴木（克）委員 はい、ありがとうございます。鈴木克徳です。聞こえてますでしょうか。

それでは、3点ありまして、1点目は一般論なんですけれども、モニタリングがいったいどういう時期に行われているのかについて明示をしてほしいということを以前にもお願いをしたと思います。

工事期間中か、それとも供用開始後のデータかによって、評価の仕方が大きく変わってくるので、以前お願いをした時に、着工の時期と竣工の時期というのを併せて示していただけないかということをお願いをさせていただきました。

その時に、区間ごとにいろいろ違いがあるので、簡単ではないかもしれないみたいな回答をいただいたと思うのです。今回は全て工事期間中のデータという理解をしてよろしいのかと思うのですけれども、工事期間中と、それから供用開始後と、やっぱり評価の仕方が大きく違いますので、どちらのモニタリングデータかということは、ぜひお示しをいただきたいと思います。

2 点目として、事業による影響と、その他の影響とについて、既に山岡委員からも同様のご指摘がありましたけれども、そのあたりをどう整理をするのか、どういう情報に基づいて、そこら辺を整理しているのかといったことについて、もう少し明確な整理というものが、あるいは情報の提供というものがあると良いのではないかと思います。

今回の騒音とか、それから PM とかの超過というのは、ご指摘のように、恐らく工事による影響というよりも、他の影響のほうが大きいたろうと推測されますけれども、その根拠といったものについては、もう少し明確に示していただいたほうが良いのではないかと思います。

それから 3 点目ですけれども、この結果を踏まえて、フォローアップをどうされるのかということについてですけれども、今回は全て工事中の影響ということになるかと思いますが、供用開始後の影響とについては、いつどこで評価をするのか、あるいは評価をしないのかといった点について教えていただければと思います。

地下鉄の工事なので、あまり大きな影響があるとは、必ずしも思えないですけれども、例えば駅周辺の PM とか、騒音とかいったことは、この事業に伴う影響のうちに含まれる可能性があるのではないかと思いますので、そういった供用後の影響について、どのような形でこれからフォローアップされるのかについて教えていただけたらと思います。

以上です。

○原嶋委員長 会議室でしょうか。

○西井 はい、原嶋委員長、すみません。事務局、西井でございます。

会議室から、阿部委員と源氏田委員、それぞれ手を挙げていただいています。

○原嶋委員長 はい、あいうえお順でどうぞ。

○阿部委員 はい、阿部です。どうもありがとうございます。

私が伺いたいのは、住民移転や用地取得のところですか。ページ数で言いますと、15 ページと、それから引き続き 16 ページになります。

15 ページのほうで、CP102 の一部を除き全て完了というところがございますけれども、また、16 ページですと、やはり CP102 については、50%が未了というふうになっております。

こちらの未了ですとか、あるいは一部除き完了ということなのですが、これはもともとスケジュールから見て、もしかして完了がまだ至っていない、あるいは未了ということなのかなと想像するんですけれども、そのあたり、スケジュールから見てどうなのかと、そして、もしスケジュールから見て遅れが生じているということであれば、今後どのようにスケジュールに合わせていけるのだろうかといったあたり、もしお分かりでしたらお願いいたします。

○原嶋委員長 どうぞ、次、続いて会議室のほう、お願いします。

○源氏田副委員長 音声入ってますか。源氏田です。よろしくお願いいたします。

水質のところは 1 点質問です。スライドでいうと No.10 なんですけれども、ここの CP102 水域 / CP104 水域のところに、Result として、クリーク月次点検：閉塞なし、化学項目の新規測定なしと

書いてあるんですけれども、この意味がよくわからなくて、これは化学項目の新規測定なしっていうのは測定をしないということなのか、よく意味がわからないんですが、これについてちょっとご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 もうお一方、鈴木和信委員からご発言いただいたあと、村上さん、お願いします。

○鈴木（和）委員 はい、鈴木です。ありがとうございます。

山岡委員と鈴木克徳委員がもう質問されたことと同じことなんですけども、事業の中の影響と、事業外の影響ですけども、モニタリングの結果としては、今日のご説明いただいたんですけども、この事業外の影響に対しては何かこんなことがわかったから、今後こうしたほうがいいですよとか、そういった提言とかを今後フォローアップでされるかっていうことをお伺いしたいと思います。

事業の中のスコープでもう限定してしまうのか、外についても何か対応されるのか教えてください。

以上になります。ありがとうございます。

○原嶋委員長 村上さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○村上 はい、ご質問ありがとうございます。順番に答えさせていただきます。

まず、モニタリングの時期ですけれども、全てにおいて、工事中期間になりますので、モニタリングの状況としては、工事中のモニタリングというところでございます。

鈴木委員からいただいた二つ目のコメント、事業への影響を整理して、もっと明確にしたかどうかというところで、これはコメントと頂戴いたしました。承知いたしましたので、今後ご報告の際には留意したいと思います。

3つ目、フォローアップですけれども、供用開始後も同様に、環境レポートというのは取り付けることになっておりますので、供用開始後にも同様の環境や社会影響のところのフォローアップのモニタリングを行っていくというところでございます。

続きまして、阿部委員からいただきました用地取得でございますけれども、こちらについては、用地取得のスケジュールはざっくりとしか定められていないんですけれども、現状としては、若干後ろ倒しになっているというところで、当初の事業よりもそれに伴って開業時期が遅れているというところでございます。

こちらの加速化でございますけれども、これ、昨年度ぐらいから実施機関は既に取り組んでいて、用地取得担当の次官補を設置したり、また人員も補強して、迅速化にやるといふうに努めてきていて、最近では用地取得の取得率というところも、数字が上がってきているという状況でございます。

源氏田委員からいただきました10ページ目のCP102と104のところでございますけれども、すみません、ちょっと説明が不足しており、申しわけございません。

こちらのパッケージは、地下の多くのパッケージになっておりまして、直接的にはそういったような河川の影響というのは想定はされておられません。

ただ、近くの河川が目詰まりを起こしていないとか、水質の汚染が起こっていないかというところはモニタリングをしていて、もしそういったところで異常な変化があった場合は、その都度モニタリングを行うということになっていて、今のところはそういった状況にはないというところで、説明が不足しており、大変申しわけございませんでした。

最後のご質問、事業外への影響でございますけれども、こちら、サイト内だけでやっているわけではないので、例えば水質とかで異常な値が出れば、原因を追求しながら、ほかへの影響も見ていくというところで、モニタリングの中で、そういったような異常値がないかというのは、JICAでも確認をしながら、事業外への影響というの、今後あるのかなのかというのを踏まえながら、対応していくというふうに考えております。

以上になります。

○原嶋委員長 西井さん、どうぞ。

○西井 会場から谷本委員が手を挙げられておりますので、よろしくお願いします。

○谷本委員 はい、谷本です。

先ほど阿部委員も触れられたんですけど、スライドの15で、代替住宅の斡旋、収入に対する補償という項目があって、代替住宅の斡旋への補償は、CP102の一部を除き全て完了と、それから収入補償は、CP101とCP102で一部を除き概ね完了と。

で、質問は、なぜこの一部を除いて完了してないのか。理由はということなのかというのをちょっと教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 どうぞ、村上さん、お願いします。

○村上 その一部が完了してない理由ですね。はい、わかりました。

これ今、ワンバイワンで、それぞれ先ほどの説明のとおり、実施機関が人も増強しながら、それぞれの地権者にご説明をして協議をしているというところでございます。

地権者によっては書類がなかったりとか、また、なかなか連絡が取りづらいとかというような話も聞いていて、そういったような方々の手続が遅れているので、一部で完了が進んでいない、また、パッケージによってはまだ半分しかできていないと。オンゴーイングで進めているんですけども、各ロットや地権者によって、それぞれ事情が異なるというふうには聞いております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。まだほか2件ございますので、次に一旦移りたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは村上さん、続いてパッシング・マリキナ川の河川事業、お願いしてよろしいでしょうか。

○村上 続いて、ご説明したいと思いますが、スライド見えてますか。

2件目でございます。すいません、またご説明させていただきます。

パッシング・マリキナ川河川改修事業のフェーズⅣの有償資金協力事業でございます。

ページ二つほどめくっていただいて、背景からご説明させていただきます。

まず事業の背景ですけれども、皆さんご存知のとおり、フィリピンは世界有数の自然災害リスク国というところで、昨年も台風の被害ひどかったですけれども、台風や豪雨による洪水被害というのが頻発しているという国でございます。

このマニラ首都圏、先ほどのこちらには1,400万という数字がありますけれども、約2,000万人が住んでいて、マニラ首都圏自体が沿岸低地というところで、地理的条件からも脆弱な国というところでございます。

で、この政治・経済の中心であるマニラは、洪水が頻発するというようなところで、まさに経済活動、社会活動に大きな影響を及ぼしているという状況でございます。

直近のお話ですけれども、2024 年 7 月に、首都圏マニラに台風・モンスーンが直撃しまして、約 75 万人が被災をしたというところで、私も既にフィリピン課におりまして、かなり被害が大きかったと認識しております。

続いて、去年の 7 月も同じように台風が来て、大規模な避難が起こったというところで、マリキナ川の水位が 18m も上がったというところで、マリキナ市においては約 24,000 人が避難をしたというような、かなり最近の自然災害の激甚化というところの影響をもろに受けているというような地域でございます。次のページお願いします。

事業の背景でございますけれども、近年の気候変動による豪雨の激甚化というところで、洪水リスクがさらに上昇しているというのが現状でございます。

このリスクの高まりを受けて、フィリピン政府は国家計画の中で、自然災害に対する安全な社会構築というのを、主要な施策に掲げているという状況です。

本事業は、政府がインフラ旗艦プロジェクトというところで 200 ぐらいあるんですけれども、その 200 の中の最重要プロジェクトのインフラ事業の一つに位置づけているというところでございます。

このパッシング・マリキナ川流域の洪水対策は、最優先・喫緊の政策的な課題というところで、気候レジリエンス強化、災害被害の軽減というところに直接貢献するような事業でございます。続いて、次のページお願いします。

事業の概要の続きですけれども、今フェーズ IV まで来ていまして、I から IV まで進んでいると。で、既に I、II、III は完了しているというところで、今フェーズ IV の全て工事中の案件というふうになっております。

次のページで事業概要でございます。こちらの事業実施機関は、公共事業道路省というところで、DPWH というのが実施機関でございます。これまで 2 期の円借款を出していて、2025 年の 3 月に第二期を出したというところです。

大きく 3 つのパッケージに分かれておりまして、CP1 というのがマンガハン堰と水門、また、河川改修、CP2、CP3 がそれぞれ河川改修事業というので、CP1 からだんだん上流に上がっていく。CP1 が一番下流で、その次が CP2、CP3 が一番上流というようなプロジェクトになっております。次のページお願いします。

進捗状況でございます。完成予定は 2032 年を予定をしているというところで、まだ工事も真ん中ぐらいの状況というところでございます。次のページお願いします。

事業対象地の現況をちょっと写真でいくつかまとめております。CP1 では、掘削もありますので、掘削をこういった形でやっています。で、ほかのパッケージも含まれているんですけれども、護岸の整備というところで、こういったような防波堤を造るというような工事だったりとか、矢板を打設するといったような工事が行われているというところを示しているものです。続いてお願いいたします。

環境カテゴリ分類ですけれども、A に分類されております。影響を及ぼしやすい特性に該当するというところでございます。

環境許認可ですけれども、こちらの事業、古くから行われていて、1998 年に一度、環境天然資源省、DENR によって承認されていますけれども、1998 年からだいぶ時間が経っているので、2018 年

8月に改めてEISというのを作成をしているというところがございます。次のページお願いします。

主なモニタリング事項・緩和事項でございます。

まず汚染対策といたしまして、工事中の大気質、騒音・振動等、散水、防塵対策、機材の定期的なメンテナンス、仮囲い等により影響を緩和するということでございます。

浚渫については、限定的な影響と想定されておりますけれども、シルトフェンスの設置といったところも予定されております。で、浚渫土については、汚染物質の有無を確認しながら、低地の埋め立て用の資材として再利用されるということを考えておりますし、余剰土による影響は最小限となるような見込みでございます。

また、浚渫土の保管・処分の排水についても、排水施設を通じてフィリピンの基準を満たしながら処理をするというところでございます。

自然環境でございますが、こちらは国立公園等の影響を受けやすい地域には該当しないということで、自然環境への望ましくない影響は最小限であるというふうに想定されます。

社会環境面でございますが、こちら39haの用地取得と、14,000弱世帯の非正規住民の移転を伴うという状況でございます。こちらの住民移転は、ガイドライン、またはRAPに沿って手続きが進められているということで、住民協議というのも適切に実施されるというところでございます。

その中で、土捨て場とか排水路、周辺工事の洪水被害が大きくならないように埋めないでほしいというような要望も出されていて、そういったところは、事業の中で行って、そういったようなところも進めているという状況でございます。

また、ご案内のとおり、非正規住民の移転数が極めて多い事業ということで、パッシング市では、住民移転のプログラム、フィリピンの国内手続に沿ったプログラムを実施しております、ガイドラインとの乖離は今のところ確認をされていないというところでございます。

最後、モニタリングですけれども、DPWH、コントラクターがこれらの項目についてモニタリングを行うというところと、また、用地取得・住民移転、生計回復支援等についても、DPWHがモニタリングを行っているという状況でございます。

早速ではございますが、モニタリングの状況についてご説明をさせていただきます。

まず一つ目、騒音・振動ですけれども、こちらは全て工事中のものになっておりまして、24時間測定を行っているというところでございます。

騒音については、基準値を超過しているというところが観測されておりますが、これらの地域全て、ベースラインの時点で、要は工事始まる以前から基準値を超過しているというところで、近隣の家屋や幹線道路などの生活空間、それらの騒音の影響を受けているのではないかとというふうに考えており、本事業による影響は最小限とすべく、低音の重機や、防音フェンスといったものを設置しながら、影響の低減をしているというところでございます。次のページお願いします。

こちら振動でございます。振動も工事期間中に測っております。この事業の中で、マリキナ川沿いの振動の発生の主な要因は杭打ち工事というのがございまして、既にそれは実施済みというところになっております。

これは、全て施工コンサルが設定した基準値以下に収まっているというところでございます。また、深いところについても、事前に穿孔というので、穴を開けるような、地盤を柔らかくするような工事も施しながら、影響の緩和というのも実施しているというところでございます。

水門の建設工事というのは、まだこれからパッケージの工事始まってるんですが、水門の工事自体が始まってなくて、それについては、今後実施予定になっておりますので、進捗に合わせてモニタリングをしていくというような状況でございます。次お願いします。

大気質についてでございます。大気質は主に3種類のパラメーターを24時間測定をしているというところでございます。工事のところ、散水とか、清掃、シートカバーなどを行いながら、また、重機の定期的な点検も行って、影響の低減が適切に実施されているというふうに思っております。

その取り組みの結果、測定値が基準内に全て収まっているというところで、環境への影響を適切に管理されているというふうなことは確認できるかと思います。

続いて水質でございます。こちらそれぞれ各項目について、モニタリングを行っているということでございます。カリウムの先ほど言った CP2、真ん中のところですけども、これらについては、ここに書かれている大腸菌とかが基準値を超過しているというところでございますが、ベースライン時から、既に超過をしていたというファクトがございます。

なので、本工事由来ではない可能性というのは高いのかなというふうに思っていて、上流のほうでし尿や家畜排水等が常時流れ込んでいる、また、未処理の排水が流入している可能性というのを示唆するものになるのかなというふうに思います。

そのほか、同じ地点の A-1 というところで、油分がベースラインを一時超過したというところがございますが、本工事は油分を恒常的に含む排水を出すというような性質の工事ではございません。なので、一過的にこういったような、何か油分が出るようなものがあつたのかなというふうには推測いたしますが、工事の中で、油分流出や排水リスクを防止するというところで、こういったようなディーゼル発電機を、オイルパンを設置して漏出の防止策を取っているという状況でございます。

そのほか、水質の続きになりますけれども、より上流の CP3 の地点では、DO が低くなっているんですけども、合計浮遊物の質量が増えているというわけではないので、本事業による底泥の攪乱を行ったものではなくて、外部の要因によって水中の酸素が低くなったのかなというふうには考えられます。

そのほか、A-4 のみで観測されたんですけども、こちら油分の上昇というところが上がっております。これも本事業に由来する可能性は極めて低いんですけども、先ほどの繰り返しです。オイルパンを用いたもので油分が出ないような対策というのも行っていけたらというふうに思ってます。

先ほどと同様ですけども、アンモニア等はベースラインよりも超過していて、これは A-1 と A-2 と同様の理由なのかなというふうに思っていて、現時点では、A-4 というのは工事に著しい悪化を引き起こしているというのは考えづらいのではないのかなというふうには考えているところがございます。

で、ページ二つほど飛ばしていただいて、今度、土捨て場近くの水質でございます。こちらグラウンドウォーター1 のみを調査をしておりますして、地下水中のリンやアンモニアというのは基準を大幅に超えていたというところがございます。

他方、これらは生活排水とかに由来する影響というところが考えられるのではないかなというふうに、現場の状況から、そういうふうに判断をしておりますして、大腸菌についてはベースラインよりも大幅に改善されているというところがございます。

この土捨て場でですけども、川へ土砂流入を抑えるというところで、排水設備の設置等の対策を

取っていて、本事業の工事に水質悪化しないように、そういったような対策を講じているというところでございます。

続いて、廃棄物でございます。廃棄物処理でございますが、基本的には、この表のほうから、2024年の台風が影響によって、一時的に廃棄物の量が増加をしているというところでございますが、廃棄物の処理については、法令に基づいて、適切に回収されているということを確認をしているというところでございます。

汚染土についても、次のページに詳細記載しておりますが、発生していないというところを確認しているというものでございます。

次のところに行ってください、掘削土、浚渫土は、コンサルタントが土壌分析というのをしております。その中で一部、有機リンとか、基準が超過されているというところがございますが、こちらの採取した地域が基本的に住宅地の中にあるので、このようなシアンとか有機リンが含まれたというのは、ちょっと状況としては考えられないので、偶発的に何かの要因によって、一時的に高い濃度が検出されたというところでございます。

基本的には再分析、再取得した結果は全て基準に適合するというところを確認しております。

続いて、生態系・樹木伐採でございます。こちらは、ここに書かれていますとおりの箇所をそれぞれ調査をしているというところでございます。こちらの水生生物については、特段水生植物については観測されていまして、工事中の影響については引き続き確認をしていきますが、工事により顕著な影響というのは、確認されていないというところでございます。

それ以外の藻とか、そういったところ極めて大きな増加というのを確認されていないというところでございますが、この地域、基本的にこのプレコと書かれているナマズのような魚が支配的な地域になっておりまして、工事前からの状況というところで、大きな変化はないのかなというふうには考えております。

続いて、樹木でございます。この事業はほとんど都市内の地域でございまして、ほとんどの樹木が住民が植えたものというところになっております。で、今回、伐採が2,400本に対して、移植を含めた植林済みの樹木が1,500件以上というところで、法令に基づいて、追加でこういったような樹木を植林をしていくというところの代償措置というのを今後行っていくというところで、合計18万本以上の苗木を提供するというようなことになっております。

で、本事業の影響というところは、引き続きモニタリングをしております。移植をした木々の6か月時点においては、ほぼ9割の木々が生存しているというような結果が出ております。

続きまして、用地取得でございます。今回、極めて非正規住民のところが多いというところで、15,000以上の住民移転が必要というふうになっております。

マリキナ川沿いのISFについては、マリキナ市が2000年代に移転済みというところになっていますが、本事業では74世帯が既に完了済みというところでございます。

そのほか、ここに書いてあるとおり、CP1のところ、カインタ町やパッシング市でそれぞれ住民移転を行っております。で、タイタイ町では委員会を設置して、移転地の計画を策定しているというところでございます。

で、用地取得必要な分39haのうち約87%というところが取得が完了しております。土地の所有者との間は、合意した金額で補償が行われるというような状況になっております。次のページお願

いします。

生計回復支援と苦情処理でございますが、今回延べ 12 回に及ぶ説明会を行っております。これまで、引き続きまだできてないところもありますので、関係各所との合意形成のための協議を行っていくというふうには聞いております。

そのほか、技能研修や生計手段研修などを提供していくところでございます。

実施済みの生計回復支援ですけれども、ケソン市で行われたところでは、ISF のうち 35 人の方が参加して、約 9 割の女性の方だったというような報告も受けております。

そのほか住民サービスに係る説明会というところも行っておりまして、269 人が参加しているというところでございます。

最後ですけれども、この苦情処理メカニズムに届いている苦情というのは、我々が承知しているモニタリング範囲の中では、特段適切に処理されていて解決済み、または、今解決に向けた進展が進んでいるというふう聞いております。

これまでで約 8 件寄せられていて、その苦情に対して、今説明なり対応を行っているというところでございます。

主な苦情としては、移転先の電力や水、医療サービスのアクセスというところの確保というところが、問題、苦情というふうになっていて、一部については解消され、医療サービスへのアクセスが限定的であるというところは、現在もこういった対応ができるかというのは、実施機関を含めて、検討しているというふう聞いております。

以上になります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。それでは、質問あるいはコメントを承ります。

重田委員、どうぞ。

○重田委員 重田ですが、聞こえますか。

大まかでいうと最初のほうで、社会モニタリング事項・緩和策、24 年 3 月環境レビューってありますよね。ちょっと戻っていただいていいですか。

ここの 03 の社会環境面で、住民取得用地及び 7 つの事業の施設の移転、並びに約 14,000 弱の非正規住民移転を伴うと書いてあるんですが、ここ最後のほうで当国国内法の手続に沿って非正規住民の住民移転プロジェクト実施中、JICA ガイドラインとの乖離はないと書いてありますけれども、フィリピン国内法においても、こういう非正規住民の住民移転のプログラムに対する配慮、もしくは JICA ガイドラインと乖離がないという解釈でよろしいのでしょうか。

もう 1 点は、進捗状況のところ、またちょっと見ていただいていいですか。進捗状況です。最初のほう、概要の次です。

プロジェクト全体のことになるんですけども、1999 年から始まって、約 27 年、30 年近くプロジェクトを実施されているっていう、それなりにやる意味とか、いろいろその背景とか事情もあるとは思いますが。ただプロジェクトとして、30 年かかってるっていうこと、で、その間にやっぱり日本の置かれている状況、ODA の置かれている状況とか、フィリピンの置かれている状況も変わってきているので、世界も物価上昇とかいろいろある中で、やっぱりプロジェクトの長さっていうのは、フェーズ I からフェーズ IV まであるんですけども、長さとして本当に適当なのかどうか、今答えるというよりは、将来的にはご検討いただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 ご説明ありがとうございます。

3 点ほどありまして、10 ページ目の先ほど重田委員がご指摘のところと同じなのですが、ここには 13,838 世帯となっているのですが、一方で 22 ページ目を見ると、環境社会モニタリング⑥用地取得・住民移転、これ 15,801 世帯になってるんです。

なかなか水上生活等々のスラムの方と想像するんですが、数が正確に読めないのかなと思うのですが、どちらが正しいんでしょうかというお話が 1 点と、あとは正規住民の移転は確認されていないとしながらも、最後のポツで所有者との間の合意した金額で補償が行われているというのは、正規の住民の方もいらっしゃるのでしょうかという質問です。

それから 3 点目なのですが、移転地の計画が策定されているとか、移転済みというのがあるんですが、これは各自治体によって違うかも知れませんが、非正規の方にもその移転地を用意しているところと、そうではないところがあって、補償対応とか生計回復策がまちまちなのでしょうかという質問です。

最後なんですけど、生計回復で技能研修等をやってらっしゃるということなんですけど、モニタリングの予定として、生計回復の度合いをフォローするというようなことが予定されておられますでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 はい、ありがとうございます。

ラグーナ湖の水位が上昇していて、ラグーナ湖周辺の住民のリスクが大きくなってるという話を聞いているのですが、今回の一連の工事がラグーナ湖の水位上昇をもたらしている可能性があるのかどうかといったあたりをお伺いできればと思います。

以上です。

○原嶋委員長 村上さん、ここまでのところ、手短に受け止めお願いしていいですか。

○村上 はい、わかりました。ちょっとお待ちいただけますか。

ご質問ありがとうございます。まずいただいたところ、一つずつ回答させていただきます。

まず一番最初にいただきました、今回のこの住民移転プログラムですけれども、JICA ガイドラインとの乖離はないのかというところでございますが、一応こちらのほうは、ガイドラインとの乖離はないということが回答になります。

2 点目ですけれども、30 年かかっている事業というところで、こちらコメントとしていただきましたが、今後我々事業を進める、または事業も考える中でいただいたコメントを踏まえて、今後に繋げていきたいというふうに思っております。

続いて、住民移転の数が違うじゃないかという、端的にいうとご質問かと思うんですけれども、こちら環境レビュー時が 2024 年でございまして、その時は約 14,000 ぐらいの数字になっております。で、今回ご報告させていただいたのが 2025 年の数字になっていまして、その時約 15,000 になっていて、この間に非正規の方々が流入をしているというようなことがわかっておりまして、この 15,000 っていうのが、今の最新の数字というような状況でございます。

基本的にこの事業、何もないところにものを造るという事業なので、正規住民の移転という方は、いらっしゃらないというところでございます。

生計回復にかかるプログラムの中で、基本的にはこの生計回復の支援を行っていて、その中で、各実施機関がプログラムを実施していくというところになっているので、恐らくその中で、モニタリングが入っているかもしれませんが、そこはプログラムの中で実施されていくというところでございます。

最後、ラグナ湖の水位が上がっているかどうかというところですけども、本事業による影響がラグナ湖の水位に上がるかどうかというところは予想されておりませんので、その点については、我々は承知していないという状況でございます。

以上になります。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

鈴木克徳委員、どうぞ。

○鈴木（克）委員 はい、ありがとうございます。鈴木克徳です。

私からは2点あって、一つは先ほどの重田委員のお話と関連するのですけれども、1999年から既に四半世紀以上経っているという中で、今回アセスを見直した時に、併せて計画諸元の見直しをやっているかどうかということについて、教えていただけたらと思います。

一つは、近年の状況から気候変動による影響について随分と受け止め方が変わってきていて、昔のような30年確率とかいう話では、全く追いつかないような状況になっている中で、洪水対策という観点からも、諸元の見直しというものをを行ったのかどうかということについて、あるいは見直す必要があると考えているのかどうかについて教えていただけたらと思います。

また、これは洪水対策という観点から行われている事業ですけども、先ほどのベースラインの議論等にもあったように、明らかに生活系の影響というのが非常に大きく出ているということから、併せて河川浄化対策といったことも組み込むというような議論というのはなかったのだろうかということ、見直しをする時点の中で、河川浄化というものについても、対応するという考え方がなかったのかどうかということについても教えていただけたらと思います。

それから、2点目として、住民移転の話で、非常に大規模な住民移転の話が現在進行形という形で進みつつあるわけです。今後RAP等のチェックをしていかれると思うのですけども、その結果について、助言委員会に対してのモニタリング結果の報告という形で、再度行われるのかどうか、今回のモニタリング結果の報告のあと、助言委員会に対して何らかの形で報告が行われるのかどうかについて、教えていただけたらと思います。

以上です。

○原嶋委員長 錦澤委員ですか。どうぞご発言をお願いします。

○錦澤委員 はい、私からは河川改修工事ということで、水質についてコメントをしたいんですけども、スライドの14枚目です。

こちらでいくつかの項目で基準を超しているという結果が出ていて、これベースラインの時点から超していたので、この事業の寄与ではない可能性が高いって、そのような見解が示されているって、そうなのかもしれないんですけども、ただ一方で、例えば大腸菌ですか。これは数百倍っていう、かなりベースラインと比べても大きい数値になっていて、これがどのくらい深刻なのかってい

うのは、私、専門でないのでもわかりかねるんですけれども、ただ、この説明だけだとやや不十分ではないかなと思っています。

例えば、建設作業員のトイレの対策等がきちんと設備があるのかとか、あるいは改めてそういった設備をきちんと使ってもらうように周知徹底するとか、そういった対応はきちんと説明していただいたほうがいいと思います。

これは外部の寄与しているポイントソースがどこにあるのかどうかというところとも関係しますけれども、場合によっては、こういった問題が起こったものについては、モニタリングのポイントをもう1箇所増やして、それによって、実際にこの事業による寄与分である可能性は極めて低いことがわかったとか、そういった説明をしていただければ、一番いいと思いますけれども、そういったことも含めて、先ほど鈴木克徳委員から、モニタリングの時期について、わかりやすく明示してほしいという指摘がありましたけれども、モニタリングについては、どこのポイントでデータを取っているかっていうのは非常に重要になりますから、こういった問題が起こったところだけでもいいので、地図でどこのポイントで取っていて、例えばここの上流にポイントソースがあるので、ここの可能性が高いとか、少し丁寧に説明をしていただいたほうがいいのかなと、そのように思いました。

以上です。

○原嶋委員長 村上さん、受け止めお願いしてよろしいでしょうか。

○村上 はい、ご質問ありがとうございます。

まず一つ目のご質問ですが、そうですね、25年経っているのでも、見直しは必要かなというふうには私も思うところではあります。

他方、今後このようなマニラ首都圏の地域のマスタープランの策定とかそういったことも、フィリピン政府のほうで進んでいくというところがございますので、そういったところと、我々はアラインできればと思うので、引き続き、実施機関ともそういったような協議を重ねながらやっていきたいというふうには思います。

洪水対策への影響というところで、河川の浄化なんですけれども、基本的にこの事業の主目的が河川改修、洪水への対策というところで、河川の浄化というのはスコープの中には含まれておりません。

続いて、RAPの見直しですけれども、基本的には事業が終わりますと、モニタリング報告というレポートが提示されるような形になっておりますので、そういったレポートの中で、状況をフォローしていくというふうには考えております。

続いて、錦澤委員からいただきました大腸菌のところでございます。すみません、ちょっとご説明が不足していたんですけれども、これ一番上流のところに養豚場というのがございまして、その影響が極めて大きいのかなというふうには考えている次第でございます。

また、ワーカーへの配慮なんですけれども、もちろん各建設現場で、仮設トイレというのは設置されております。また、そういったものを適切に使いましょうというような、ワーカーに対する指導も行われているというところまで、そういったような対策も取られてきているというものでございます。

モニタリングの場所を示すというのを、こちらコメントいただいておりますけれども、次回以

降の教訓とさせていただいて、問題が起きたところはわかりやすく図示するなど、今後に繋げていけたらと思っております。

以上です。

○原嶋委員長 二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 はい、聞こえますでしょうか。

私から2点で、1点目はもう今、錦澤委員から前のご質問でありましたまさに同じ内容を、私の問題意識よりもっと詳しくご質問いただいたので、同じ問題意識です。やはりベースライン調査の時点からということではあるけれども、様々な要因が恐らくありそうなので、本工事に起因するものではないというふうに、あまり簡単に整理してしまわないほうがいいだろうというふうに考えます。

それからもう1点は、スライドの24番のところですけども、やはり本案件、やっぱり移転の対象の住民の方が非常に多いので、移転先の状況というのも様々だと思いますが、やはり電力、水、医療サービスへのアクセスが確保されていないと、これ基本的なライフラインですので、非常に問題が大きいのではないかなというふうに思います。

ですので、ここで表現されている言葉だけだと、正確な状況はあまりよくわかりませんが、電力、水は回復されたということですけども、何らかの微細な不具合だったのか、もともと、そもそものアクセスに非常に根本的な問題があったのかというようなことも含めて、しっかりと確認をする必要があるだろうと思います。

それから、医療サービスへのアクセスと、これもかなり移転先の状況としては大きな問題だと思いますので、ここもこういうことが、今後、やっぱり一般的な状況としてあると、問題が大きいと思いますので、この辺も含めて、いずれにしてもモニタリングの結果、もう少し詳しい確認が必要な状況っていうのが出てくると思いますので、その辺は情報収集をして、整理をして、フィードバックをするというような、そういう手続が今後非常に重要になるだろうということを感じました。

以上です。

○原嶋委員長 鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員 はい、委員長、ありがとうございます。はい、大丈夫でしょうか。

JICAさんへ1点質問と1点コメントです。

1点目。生態調査のページ、20ページに関連してです。こちらの3ポツ目ですか。本工事による顕著な新規影響は確認されていないとなっていて、一方で藍藻類の構成比が増加して、富栄養化傾向が示唆されるってあります。

一方で、水質のほうを見ると、BODとかは、むしろ下がっていると思うので、こういうモニタリング項目間の照らし合わせた分析、考察などはされているのかっていうのが気になりました。

で、あと、すいません、もう1点ありました、これに関して物凄くシンプルな素朴な質問なんですけども、この河川、外来種で繁殖力が強いプレコがもう98%も、今現在支配しているということで、もう河川の状態としてはかなり汚染が進んでて悪いんだろなというのは察するんですけど、この外来種のプレコ以外の在来種の状況なんかも把握、見つかっているのか、そういうのを調べているのかを教えてください。

あと1点コメントです。先ほどの錦澤先生等のコメントからもあったんですけど、本事業による新規の影響ではないというのが水質等でも言われていて、上流部に養豚場があるということで、恐

らくそうなんだろうなとは思いますが、よりそれを明確に言うために、ベースライン、工事開始年の同じ場所での調査のみではなく、例えば河川だったら工事サイト、今モニタリングしているところの少し上流部、少し下流部とかリファレンスサイトみたいなのを設置して、モニタリングするなどしたら、より本事業の影響かどうかがはっきり今後言えてくるかなと思います。

ちょっと生態系調査は難しいかもしれないんですけど、水質とかでしたら比較的容易かなと思うので、ご検討いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、会議室でしょうか。

○西井 まず阿部委員からお願いいたします。

○原嶋委員長 どうぞ、お願いします。

○阿部委員 はい、阿部です。ありがとうございます。

先ほど二宮委員がご質問されたところと重なっておりますが、私の質問は、24 ページの医療サービスへのアクセスは限定的であり、現在も対応が継続中というところに関してです。

二宮委員のご質問やあるいはコメントといったようなところだと、今後このモニタリングの結果の説明、あるいは公開というところで、どのように表現していくかというお話だったかというふうに理解しておりますけれども、私は現在のこの状況について、もう少し質問したいと思います。

まず、医療サービスへのアクセスというところですが、フィリピンの場合ですと、公的サービスとプライベートサービスが両立している形で、かなり使う側にとっては使い勝手が悪いような状況があるというふうに聞いています。

それは、ドクターがどのような施設に所属するのであるか、ですとか、あるいは料金の問題が依然としてまだ多いということで、このような非正規住民の方ですと、医療サービスへのアクセスというところでも、いったいどのようなところへのアクセスを移転先で目指しているかというところ、非常に重要だと考えておりますので、まずこのアクセスを達成しようとしているサービスの形態と言いますか、有り様について教えていただきたいです。もう一つは、限定的であるということなんですけれども、この限定的という意味が、この移転した住民の方々の中で、割合として少しの方々がまだアクセスできていないのか、ですとか、あるいは特定の医療機関に対してアクセスするような流れを作ろうとしている中で限定的なのですか。ちょっと詳細になりますけれども、教えていただけるとありがたいです。

よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 会議室のほうはほかにいらっしゃるんでしょうか。

○西井 はい、もう一人、谷本委員から手が挙がっております。

○原嶋委員長 はい、じゃあ併せてどうぞお願いします。

○谷本委員 はい、谷本です。

このパッシング・マリキナっていうのは、非常に私にとっては懐かしい事業で、ここにおられる方のほとんどはまだ生まれてないと思います。40 年うな前に、私、マカティに住んでおまして、ほぼ 3 年。このラグナ湖周辺の河川改修事業は、非常に楽しく見て回りました。問題が多すぎて。旧 OECF におりましたんでね。ちょっと余談が長くなりました。

端的に教えてください。スライドの 5 と 6 ですか。マリキナ堰、水門とかロザリオ堰とか書いて

ありますけど、今回やってるマンガハンの堰はどこですかと。マンガハン放水路内逆流防止水門、2箇所造りますけど、この図の中にはないんです。

マカティに住んでこの辺りは本当にラグナ湖を含めてずっと歩き回ったというか、当時の道路省、河川局の人たちと一緒に歩いて、本当に懐かしいんですけど、この場所を教えてください。

○原嶋委員長 はい、村上さん、お願いします、受け止め。

○村上 はい、ありがとうございます。ちょっと待っていただけますか。

すみません、お待たせしました。質問回答させていただきます。

最初に大腸菌のところ、またコメントいただきましたけれども、ちょっとまたすみません、説明が不足しているんですけれども、基本的にはこの工事から、大腸菌とかそういったものが出るような工事の種類ではないので、こういったような工事の起因する確率は極めて低いんじゃないかというところも、併せて補足させていただければと思います。

二つ目ですけれども、移転先のところで、電力、水力への根本的な解決とかいうようなところでご質問いただきました。こちらについては、引き続きモニタリングできればと思いますけれども、新たに移転地先というのは、新しく建設をしていて、その中でまだ電力のラインとかが来ていなかったのではないかなと推測いたします。

そのあと、電力とか水とかが工事も完了して、今、生活上はアクセスできているのかなというふうに理解しております。

続いて、医療の部分ですけれども、こちらアクセスが限定的というのは、近くにクリニックがなかったりというふうに伺っております。今まさに実施機関はどういった形で、こちらに移転していただいた方々へのアクセスができるのかというような計画を考えているものだというふうには理解しておりますが、現状としては、医師の巡回とか、健康診断というものを実施しているというふうに伺っているところでございます。

続いて質問ですけれども、一応、BOD とあとほかの各項目間の連携ですけれども、もちろん各項目を見ながら、水質の変化というところも押さえながら、実際の植物、生態系がどうなっているのかということも、一応連携して、検討のうえレポートを作っているというところでございます。

在来種の件ですけれども、一応、既存の在来種がいたというふうな報告は受けていて、その後、こういったような状況になっているというふうな理解でございます。

いただいたコメント、おっしゃるとおりですので、ベースラインの取り方、また、そのリファレンスサイトの取り方、ご指摘のとおりかと思っておりますので、次にこういったチャンスがあれば次のほかの事業も含めて、こういったような形で取れるようにうまく連携できたらなというふうに思っております。

医療サービスの件でございますけれども、フィリピンのパブリックとプライベートが混じっているというのは、まさにご指摘のとおりかなと我々も理解しております。

今回パブリックの事業になっておりますので、それぞれの自治体が公的な医療サービスの提供に向けて何ができるのかというのは検討しているのかなというふうな理解でおります。

で、谷本委員からご質問いただきました、どれですかというふうなご質問かと思うんですけども、地図上で言うと、マリキナ堰というように書かれているのがマンガハン堰にあたります。ちょっとこれ途中で名前が変わったので、すみません、紛らわしいようなことになっていて恐縮なんで

すけど、マンガハン堰とマリキナ堰は同一のものとお考えいただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 奥村委員、どうぞ。ご発言をお願いします。

○奥村委員 はい、ありがとうございます。廃棄物のところのページに移っていただきたいんですが。

ここのページと次のページで、削掘土とあと浚渫土ですか、その土壌の分析結果は掲載されているのですが、これが適切に処分されたかとか、そのあたりはモニタリングというのはされているのでしょうかというのがまず1点と。

あとリンクをチャットでお送りしたので、ちょっと表示していただけますでしょうか。これ、当時の多分環境レビューの助言だと思うのですが、下に行ってください、8番です。浚渫土の処分地については、非自発的な用地移転は行わないことを確認することってありましたけども、こういったことまではモニタリングで確認されたのでしょうか。

その2点、質問です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 石田委員、どうぞ。

○石田委員 はい、私はモニタリング結果④の廃棄物、19ページを見せていただけますでしょうか。ありがとうございます。

そこで少し気になったのが、その真ん中の一部項目についての理由のことなんですけども、このような熱帯の河川ではいろんなものが流入しているので、その泥に農薬や重金属やいろんな都市生活由来の物質が蓄積していることがとても多いと思うんです。

これ、頻繁に浚渫をやられている事業のようですので、そういうのが水中に拡散して、また下流に溜まり込んだってようなことも考えられるのかなと思ったんです。

ところが、こちらでは特にその偶発的に比較的高い濃度で存在したのを考えられるってことをわざわざお書きになっておられるので、何かそれを書いた理由みたいなものがあるのであれば、教えていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○原嶋委員長 山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 山岡です。聞こえてるでしょうか。

水質についてです。今まで錦澤委員、鈴木克徳委員、鎌田委員から、いろいろご指摘がありましたけれども、それに対して追加というような立場でコメントさせていただければと思います。

1点目は、やはり14ページのこの水質の結果の表を見ますと、特に大腸菌がベースラインの時は高いんですけども、非常に大きな数字になっているという点は、これは誰が見ても非常に疑問に思うわけでして、当然ほかのいわゆるリン酸とかアンモニアも増えてますので、非常に富栄養化が進んでいるという状況で、ご指摘のように上流側の養豚場の影響等、あるいは、生活排水の流入というのは考えられるわけです。

まず申し上げたいのは、もしも養豚場が最初からあれば、それより上流側でモニタリングして、そこでのベースライン値を見ておけば、養豚場の影響及び工事の影響っていうのは、下流に行くにつれて、その差を見ることによってわかるので、そういうモニタリングをすればいいのではないかなと。

今ないのかもしれませんが、今後も続くのであれば、養豚場よりも上流で何らかモニタリングを開始するっていうのがいいのではないのかなと思います。

2点目です。恐らくこの数字を見ますと、やはり下水処理が不十分で、それが河川の汚水、あるいは富栄養化に繋がってるというふうに考えられます。したがって、村上さんから以前、最初のプロジェクトでしょうか、事業外の影響も踏まえるっていうようなことをおっしゃってたんで、非常に汚染が進んでる河川ですから、鈴木克徳委員からも河川浄化対策の話出ましたが、一番の原因としては、やはり河川に流入する下水処理が不十分であろうと思われるので、そういう点については関係機関にぜひ報告なり、対策を促すということがいいのではないかなと思います。

1番目のプロジェクトもそうですし、これもそうですし、次のバイパスでも、大腸菌の問題というのは大きく出てますので、場所は違いますけれども、これはフィリピン全土で、下水処理は大きな問題であるというふうに考えられますので、そこはぜひ関係機関に説明をされるのがいいのではないかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 村上さん、お願いしていいですか。すいません。

○村上 はい、ご質問ありがとうございます。

まず、土の処分です。こちらについては、端的に申し上げますと、フィリピンの法律に基づいて、適切に処理されているということを確認しております。

続いて、その土捨て場のところに非正規住民がいなかったのかというところですが、報告では、そこに非正規住民がいたというような報告を受けておりませんので、基本的には非正規住民がいなかったというような理解でございます。

偶発的なところですが、すみません、ここはちょっと書きぶりの問題なのかなと思っておりまして、特別というわけではないんですが、こういったような比較的高い濃度が入っていたと、偶然にというところの、書きぶりの問題でございます。

で、山岡委員からご質問ありました大腸菌の話、おっしゃるとおりかなと思いますので、ちょっと今後のモニタリングの工夫はしたいと思うので、そこは実施機関とも協議をしながら、適切なモニタリングというところは考えていきたいというふうに思います。

下水処理のところですが、先ほど私が申し上げたかったのは、事業外への影響が確認される場合は、やはりどういったことが影響があるなというふうなのが、プロジェクトのモニタリングの中で取っているところにおいて、異常な値が出てきたりということであれば、事業外への影響は考えられるだろうというところで、そういったところの対策も、必要に応じて考えていきたいという趣旨で申し上げまして、この事業もそういったような事業外への影響が考えられる場合には、そういったような対策、何ができるのかということも、実施機関と考えていきたいと思いますので、下水処理の問題も含めて、関係機関、実施機関への申し入れを行っていききたいというふうに思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

衣笠委員は繋がっていますか。繋がっていなければ、読み上げますが、衣笠委員、聞こえますか。

○衣笠委員 原嶋委員長、ありがとうございます。

私、質問 1 点で、41 ページ目の Tree Relocation のところです。

一つだけ生存率が 0%だったケース、Permit No.2022-03-114 について、ここだけなんで極端に 0%という数値だったのか、原因分析されたかどうかを 1 点、お伺いしたいです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。鋤柄委員、次どうぞ。

○鋤柄委員 はい、スライドの 20 番です。単純なことです。

この生態系のところで、2 ポツ目に、「水生植物が観測されなかった」と書いてありますが、ご説明の中で、藻の仲間は観測されたということをおっしゃっていたと思います。

ここで言う水生植物というのは、維管束植物と言いますか、被子植物ですか、それに限定しておっしゃってるのかどうか、その 1 点だけをちょっと確認したいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

奥村委員ですか。お願いしてよろしいですか。

○奥村委員 はい、先ほど回答ありがとうございました。

非自発的移転はその報告は上がって来てなかったってことなんですけれども、それは積極的に何かいまして確認して、いませんでした、って来たのか、それとも特にそこは JICA 様から確認のポイントを示さずに、単にそこは報告が上がって来てないっていうだけなのか、どちらでしょうか。

○原嶋委員長 それでは村上さん、よろしくお願いします。

○村上 ごめんなさい。その前にちょっと水生植物のご質問の趣旨がよく取れなかったのですが、もう一度いただけますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、鋤柄委員ですか。お願いしていいですか。

○鋤柄委員 はい、口頭でのご説明では、この地点では藻類は、藻の仲間、なんとか藻というような、そういう仲間ですけど、それはあるというようなことをおっしゃっていて、ここでは水生植物は観測されなかったという書き方になってますので、これは水生植物としては、具体的に言うと、花の咲く草ですとか、木ですとか、そのようなものに限定した書き方になっているということでしょうか。その点の確認です。

よろしいですか。以上です。

○村上 はい、ご質問の趣旨わかりました。

○原嶋委員長 どうぞ、村上さん、お願いします。

○村上 はい、ありがとうございます。

まず木のお話かと思うんですけど、そうですね。分析をしてるかっていうところなんですけども、提供された木が極めて繁殖力の弱い木が提供されていたということがわかっていて、一応分析はしているというところでございます。

水生植物の件ですけども、モニタリングの中では、水生植物として、ホテイアオイというものと、クウシンサイというところの、二つのこういったものが生息していないかというところを中心に調査をしていて、元は別なものを調べたというところでございます。

最後、非自発的なところですが、基本的にはこの事業、非自発的住民が極めて多い事業なので、全体的に先ほど申し上げたとおりで、環境レビューの時から、自然増加をしちゃっているというような事業なので、基本的にはプロジェクト全体で確認をしているというふうな認識です。

以上です。

○原嶋委員長 あと、村上さん、PDF の 41 ページの衣笠委員からのご質問なんですけども、チャットのほうにもありますけども、もし受け止めありましたら、手短にお願いしてよろしいでしょうか。

○村上 ごめんなさい。回答したつもりだったんですけども。

いただいているところの地点の樹木の種類が、繁殖力の弱い樹木が提供されていたということがわかっていて、その原因分析を行っております。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。それでは、ちょっと長くなりましたので、続きまして、もう 1 件でございますので、ご報告いただいたあとに、またご質疑いただきたいと思いますので、村上さん、長丁場で大変恐縮ですけど、お願いします。

○村上 はい、原嶋委員長、ご配慮ありがとうございます。最後まで頑張って説明をできればと思いますので、すいません、皆様、ちょっとかんだりお聞き苦しいと思いますが、ご了承ください。

最後でございますけれども、ダバオ市バイパス建設事業でございます。こちらでも有償資金協力事業になっております。

早速ではございますが、ちょっと時間も限られてるんで、こちらちょっと足早に説明をさせていただきます。

まず事業の背景でございます。先ほどはマニラの事業二つご紹介させていただきましたが、こちらはミンダナオ島にあるダバオ市に迂回路を造るというような事業になっております。

地図で図示させていただいており、ダバオ市の中心部を迂回するような形の主に赤字のところの 3 パッケージを造る事業でございます。続いてお願いいたします。

事業の背景ですが、ダバオ市はフィリピンの中で第 3 位の人口規模を有する事業というところになっていて、このミンダナオ島における、主に一番の経済活動圏になっているというところでございます。

今後も、GDP 成長率というのは全国平均を上回っておりますし、人口の増加ということも見込まれているということで、この地域の経済活動を牽引する役割というのは、一層高まっているという状況でございます。

フィリピン全土でございますけれども、車両の登録台数が急増して、交通渋滞の深刻化というところがございまして、市街地を迂回する、さらに港湾部を繋ぐバイパスの道路を建設するというのが本事業になっております。

本事業の目的は最後のポツに書いてあるとおりでございます。次のページをお願いします。

事業の概要ですが、この事業は 2015 年から始まって、第三期まで昨年 3 月に調印をしましたが、第三期の L/A を供与しているところでございます。

事業実施機関については、先ほどの公共事業道路省、同様の DPWH というふうになっております。パッケージは、大きく 3 つに分かれております。

まず PKGI-1 と言われる真ん中のところでございます。これは 2.3 km のトンネルを含むパッケージになっております。で、その I-1 の両脇にある I-2 と I-3 っていうのが、それぞれ幹線道路を造るパ

パッケージになっておりまして、全部で 3 つのパッケージというところでございます。次のページお願いいたします。

こちらちょっと 1 点ご報告したいのは、2018 年、19 年にかけて、線形変更と拡幅伴う設計変更というのが行われております。

下の※3 に書かれておりますけれども、こちら軽微な線形変更と拡幅だけのやつと、ちょっと路線を少しカーブさせるようなこともやっていて、その線形変更も行っていて、併せて 2019 年の全体会で報告済みというようなところでございます。その際に ECC も改めて取得しているというものでございます。

事業の対象地の状況、次のところでお示しさせていただきます。

まず真ん中のパッケージである I-1 は、2.3 km の長大トンネルを含むパッケージになっております。続いて I-2 と I-3 がそれぞれ接続するような道路を造るパッケージでございます。次のページお願いいたします。

こちらはカテゴリ A の案件になっておりまして、影響を及ぼしやすい特性に該当するということでございます。

先ほどご説明させていただいたとおりで、こちら 2019 年に再度 ECC を取得済みというところでございます。

環境レビューのお話でございます。こちらの汚染対策、先ほどの事業とも同様ですけれども、シルトフェンスですとか、防音壁の設置、または、掘削土の廃棄物については再利用するとか、指定されたところにちゃんと廃棄するといったところで、適切なモニタリングをし、管理を行っているというところでございます。

自然環境影響ですけれども、国立公園等の影響を受けやすい地域には該当しませんが、IUCN のレッドリストに記載されている植物が影響を受けるという状況でございます。

移植については、フィリピンの国内の基準にのっとり、定期的にモニタリングを行っているというものでございます。

社会環境面でございますけれども、本事業 155ha の用地取得と、612 世帯の非自発的住民移転を伴う事業となっております。用地取得・住民移転はフィリピン国内法、また、JICA ガイドラインに沿って、適切に進められるというふうな状況でございます。

モニタリングは書かれているとおり、各項目についてモニタリングを行い、用地取得、生計回復等についても、手続、進捗等のモニタリングを行っていくというものでございます。次のページお願いします。

大気質でございます。まず大気質については、PKGI-1 と I-2 については、測定値が基準値内に収まっているという状況でございます。

PKGI-3 については、基準値を超過しているというところが部分で散見されております。で、これの要因でございますけれども、この間に建設機材の大きなものを運んだという実績がございます。そういったものに起因するのかなと、可能性があるというところで、散水等の対策というのは引き続き行いますし、この期間中も行ってきたというところでございます。

ほかの緩和策としては、車両の制限速度だったりですとか、トラックでの土砂運搬についても、カバーを行うなど、適切な維持管理、また、対策等実施を行っているという状況でございます。

資料上はそれぞれの数値が示されているので、そちらについては飛ばさせていただきます。

続いて、水質の部分お願いいたします。はい、ありがとうございます。

こちらですけれども、パッケージ真ん中の I-1 では、TSS が基準値を超えているというところがございます。ベースラインで、こちらの調査で、工事地点の上流下流の両方で基準値も超えておりまして、ベースラインの時点で超えているというところもございまして、基準値は工事の影響によるものというのは、極めて少ないのかなと、可能性は低いのかなというふうに考えております。

で、PKGI-2 でございますけれども、油流出が基準値の超過をしているところがございます。こちらですけれども、まだ PKGI-2 は、大規模な工事っていうのは、まだ行われておらず、この工事による可能性っていうのは低いのではないのかなというふうには考えております。

いずれの 1 から 3 のパッケージで、大腸菌とかのレベルは基準値を上回っているというところがございます。未処理の家庭排水とか下水処理とかが、うまく為されずに川に流れ込んでいるのかなというふうには考えております。

緩和策としては、建設機材のメンテナンスを河口付近でやるということの禁止、また、ワーカーのための仮設トイレの設置、こういったことを適切にやりながら、モニタリング実施をしているという状況でございます。

以下、表の結果については、割愛させていただきます。飛ばさせていただいて、水質の部分でございます。

水質の続きでございます。地下水、PKGI-1 になります。基本的に I-1 は、先ほどのご説明のとおり、山岳トンネルを建設している、含まれているというところで、この I-1 のところだけ、地下水の影響というのを測定しております。

EIS では、地下水への影響というのは含まれないということを確認しておりますけれども、地域住民との協議も踏まえながら、地下水の潜在的な影響を確認することにしております。

こちらの PKGI-1 の中で、既存の井戸と井戸水をくみ上げた住民の給水タンクという 2 地点ございまして、それぞれの 2 地点の水位を計測するということを行っておりますが、タンクのほうは、電気代が払われていないので使用されていないというところで、既存の井戸のみを調べているというところがございますが、こちらについては、水位の低下というところは確認されておらず、地域住民からも、悪影響の報告等も報告されていないという状況でございます。次のページお願いいたします。

振動・騒音でございます。PKGI-1 を基準値に適合しているというところがございます。

で、PKGI-2 は、一部の地点で基準値の超過というところがございます。ベースラインの調査でも一部超過をしております。超過自体は軽微なものでございますが、一部道路交通に起因する騒音ということも、十分、一つの要因では考えられるのかなというふうに思っております。

で、PKGI-3 でございますけれども、こちらベース時に基準値を超過しております。主な騒音は、こちらの工事に加えて、幹線道路、交通の影響にも考えられるのかなというふうに思っております。

緩和策としましては、こういったような機材の適切な維持管理、騒音抑制器の使用とかをやりながら、大きな騒音が伴う工事は日中のみに限るなどの対策を講じてきているという状況でございます。

またしばらくページを飛ばしていただきまして、廃棄物です。

廃棄物については各パッケージで適切に管理・モニタリングされているというふうな報告を受けております。こちらは認定の業者、または自治体が確認をしていて、全て市の衛生埋立地への搬入をされているというところでございます。

有害廃棄物がI-3で少し出ておりますけれども、こちらも専用の保管・管理ということも、施設も含め実施されているということを確認しております。

ここも少し飛ばさせていただいて、地盤沈下でございます。

こちらも山岳トンネルを含む PKGI-1 について、地盤沈下を調べております。基本的にはトンネル工事による地盤沈下というのは想定されておりませんが、地下水の量も毎日測定しながら見ているというところでございますが、基本的には大きな変動はないということを確認をしているというところでございます。

続いて、生態系でございます。生態系、こちらですけれども、こちらも1本あたり伐採につき、100本の補償の植栽を行うというところでございます、各パッケージの状況はここに書かれているというところでございます。

1点、冒頭にありました ICUN でレッドリストに含まれているというところで、保全配慮種として、ヤシノキの1種でございますけれども、ナラノキが含まれているということを確認しております。

他方、大きな生態系に変化がないというところは、モニタリングで確認をしているという状況でございます。

続いて用地取得でございます。今回、モニタリングの中では、およそ154haの用地取得が想定されているというのと、全体の用地取得の中で412世帯の物理的な移転が想定されているというふうな状況でございます。

それぞれ PKGI-1 については公用地が29ロットあって、それと、今まさにこの手続に関して係争中のものが11ロット含まれているというところございまして、基本的には権利者との補償価格で合意できなかったものを、裁判にて用地取得に進んでいると。こちらはフィリピンの法律に基づいた所定のプロセスを踏んでいるというような状況になっております。

そのほか、補償未了の要因としては、先ほどのほかの案件と同様で、書類提出が遅延だったりとか、そのオーナーの方がどこにいらっしゃるかわからないといったようなことがございまして、こちらも鋭意状況に取り組んでいるというような状況でございます。次のページお願いします。

用地取得の状況でございます。この154haのうち、約56%が引渡し済みというところでございます。物理的な住民移転412世帯に対して92世帯が完了していると。それに加えて、非正規住民が63世帯確認しておりまして、この63世帯に、地方自治体と確認した結果、移転先の提供を受ける資格が認められなかったため、こちらの方々に建造物の補償を行うということで合意しておりまして、56世帯が移転済みというところでございます。

そのほか、各パッケージの状況については、ここに記載されているとおりというふうになります。

次のページに移っていただいて、生計回復支援でございます。生計回復支援、まずI-1は住民向けの雇用創出制度プログラムというものが実施されておりまして、施工業者は地域の住民が優先的に雇用されているという状況でございます。

PKGI-2については、構造物や耕作物がない用地取得を中心に進めておりまして、生計回復支援は未開始というふうになっておりますが、今年中にパブリック・コンサルテーションを行う予定というふうになっております。

PKGI-3 も同様に、雇用創出制度プログラムで地域住民を優先雇用しているというところになっております。

最後ですけれども、苦情処理については 4 件、今のところ寄せられております。全て用地取得関係になっておりまして、まず 1 件は孤立した土地へのアクセスというところで、こちらは既に解決済みというところでございます。

で、残りの 3 件については、支払いの迅速化だったりとか、そういった手続の部分で要望がありというところで、こちらは現在対応中というふうになっております。で、I-2 と I-3 については、これまでの 2025 年 Q3 までに寄せられた苦情はないというところでございます。

この苦情はここに書かれているとおり、プロジェクトのオフィスだったりとか、各最小単位の自治体のところのヘルプデスクに寄せられたものを受け付けているというところで、その結果の報告になります。

駆け足ではございますが、以上になります。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。ちょっと時間を押しておりますけど、重要な点ありましたら、ご質問を承りますので、サインを送ってください。

会議室のほうですか。どうぞ。

○源氏田副委員長 はい、源氏田です。よろしくお願いいたします。

スライドの 30 ページ、補償植栽について質問が二つあります。

まず一つ目なんですけれども、1 本当たり 100 本の補償植栽、在来種を植えるというようになっているんですが、これ植える場所はどこなのかということで、事業地周辺なのか、あるいはどこか別の場所、環境省の所管地などに植えるのか、それを教えていただきたいと思います。

それから二つ目なんですけれども、いずれも補償植栽の苗を環境省に寄贈済みということで終わっているのですが、このあとのモニタリング、実際に植えて、それでちゃんと育っているのかというモニタリングは、これは JICA のほうでされるのでしょうか。あるいは環境省がやるのか、ちょっとその仕組みはよくわからないんですけれども、この植えたあとのモニタリングは誰がするのかというのを教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 それでは小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 ご説明ありがとうございました。私はスライド 32 ページで 2 点ばかり質問がございます。

ここで言う非正規、インフォーマルの方というのは、どういった方を指すのか。まず定義を教えてくださいたいのと、それから文中に移転という言葉と、あとは真ん中 2 ポツ目ですか、Self relocation という言葉があって、この違いなんかあるのでしょうか、という少し些末ですけども、その 2 点がございます。

それから 3 点目です。これは 33 ページに関わるんですが、非正規の方に関しても生計回復プログラムの適応はあるのでしょうか。3 点です。

以上です。

○原嶋委員長 鈴木克徳委員、どうぞ。

○鈴木（克）委員 はい、ありがとうございます。

私からは 1 点です。タイミングとの関係ですけれども、今回のモニタリングについては、工事期間中のものに限定をしてという形になっていますけれども、道路事業の場合には、供用開始後のほうがより大きな問題になってくるということは、自明と言っているかと思うのです。今後の供用開始後のモニタリングの計画について教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 それでは村上さん、手短に受け止めお願いします。

○村上 はい、ご質問ありがとうございます。

まず、植栽ですけれども、基本的には、周辺の地域に植栽されるというふうなことは、実施機関から聞いているというところでございます。

で、こちらの植栽の植えられたあと、どのようなモニタリングかというところですが、こちらはほかの案件では、コンサルタントがモニタリングをしているというところになりますので、コンサルタントか DPWH が植栽のモニタリングを行っていくというふうな認識であります。

で、非正規住民の定義ですけれども、基本的には法律上定められたそこに法的に権利がある方々が正規住民というふうな認識です。で、その法的な権利を持たなくて、平たく言えば勝手にそこに住み着いちゃっている方々を非正規住民というふうに判断をしているというふうな理解です。

で、Self relocation については、すいません、これも言葉がモニタリングレポートが英語で書かれていて、ただ単に、移動されましたということをお示ししているものでございます。普通の relocation でございます。

で、生計回復プロジェクトについても、これ非正規の方も生計回復プロジェクトというのを受けられるというふうなことにはなっております。

最後、こちらのモニタリングですけれども、工事中のモニタリングになっております。で、工事後、供用開始後は、供用開始 2 年後にモニタリングレポートを出すことになっているという状況でございます。

○原嶋委員長 それでは貝増委員、どうぞご発言ください。

○貝増委員 貝増です。一つ質問と一つコメントがあります。

まず一つ質問は、この案件の進捗とは関係ないかもしれないのですが、ミンダナオ島で地震が 6 月くらいにあったと思うのですが、その地震の影響っていうのは、この工事には影響はしているのかどうかということを知りたいということとです。あとコメントですけれども、このページだと 5 ページ目のところに地図が出ていて、パッケージのところが出ていますが、そこらは結構見やすいですが、前の二つの案件は、もう少し見やすいほうが良いです。なんとなくパッケージとか、ロットとか、そのあたりがどう分かっているのかっていうのがわかりにくいかなと思ったので、そこを少し改善していただければと思います。こちらの案件については、全然すごく見やすいなと思いました。以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 重田委員、どうぞご発言ください。

○重田委員 重田です。聞こえますか。

モニタリング結果の②の水質、地下水のところですが、河川の水質の検査については、こ

ここにご報告いただいたんですけれども、地下水の被害っていうのは、結構バングラデシュとか東南アジアのヒ素の被害とかいろいろ広がっていて、こちらの地下水とかに関してはそういう被害とか汚染っていうのはないんでしょうか。その質問です。

以上です。

○原嶋委員長 村上さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○村上 はい、ありがとうございます。

ミンダナオの地震の影響ですけれども、今のところ、特段大きな影響があったということは報告として上がってきておりません。ただ、今後工事で進めていく中で、そういったような影響も出てくるのかなと思うので、そういったところは、実施機関からの情報というのを注視していきたいというふうに思っております。

地図を見やすいようにというところで、ご助言ありがとうございます。今後はこの案件に倣って、皆様に綺麗に見えていただけるように工夫をしてみたいと思いますので、次回以降の参考にさせていただきますというふうに思います。

で、地下水への影響ですけれども、基本的に工事起因で、何か地下水への影響になるような物質が出るというような想定はしていなくて、その観点から地下水の水質自体への影響というのは、この調査の中では、調査項目としてはしていないというのが現状になります。

以上になります。

○重田委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、ちょっと時間も押しておりますので、このあたりで思っておりますけど、どうしても何か重要な点がありましたら承りますけど、サインを送ってください。

○西井 すいません、原嶋委員長。谷本委員が会議室からご発言希望されています。

○原嶋委員長 はい、どうぞご発言ください。

○谷本委員 はい、谷本です。毎度毎度こういうお願いを JICA にするっていうのは問題かもしれませんけど。

これ、山岳トンネル、2 km の。上下 2 本掘られるということですけども、これいつも私申し上げてるんですけど、トンネル完成後の事故、火災、トンネル内の、この対策をきちんとしてください。

前に西井さんにネパールのこととか、いろんなところでこれお願いをしています。

日本に招聘する場合は現地に連れて行って、笹子トンネル見せてくださいとか、そういうことをお願いしましたけども、こういう、要するに病院関係とか消防署とか警察とか、それから道路省、地方自治体、こういうところの連携をきちんとして、事故への対応が迅速に、本当に死者が出ないように、負傷者は出てもいい、だけでも死者は出さないっていうぐらいの体制を考えてください。

すいません、つまらんことを申し上げました。以上です。

○原嶋委員長 はい、村上さん、よろしいでしょうか。受け止め何かありますか。

○村上 はい、最後のコメント、ありがとうございます。

実施機関と協議する機会には、そういったことも先方には伝えたいと思います。コメントありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは村上さん、どうもありがとうございました。

共通して水質に対する懸念など多かったと思いますけども、ご助言いただいた点、対応お願いし

ます。

それでは、一応ここで締めくくりとさせていただきたいと思いますが、村上さん、何かありますか。よろしいでしょうか。

○村上 はい、水質へのコメント、ありがとうございます。いただいたコメントを踏まえて、まだモニタリング中のものがございますので、実施機関ともコンサルタントとも話しながら、いただいたコメントに対応できるようにご助言を踏まえて、今後の対応を検討していきたいと思います。

皆様、コメントありがとうございました。

○原嶋委員長 どうも村上さん、長い時間どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと休憩取りますか。どうしますか。

○西井 はい、事務局の西井でございます。

2 時間過ぎておりますので、簡単に 10 分ほどトイレ休憩を取れるとありがたいかなと思います。

○原嶋委員長 っていうことは、何分再開ですか。

○西井 17 分でお願いします。

16:12 休憩

16:17 再開

○原嶋委員長 西井さん、大丈夫ですか。

○西井 はい、こちら大丈夫です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。

その他ということで、一つ目がガイドラインの運用見直しについてです。それでは、ご説明お願いします。

○西井 はい、改めまして、事務局の西井でございます。ご説明させていただきます。

ガイドライン運用見直し、随時ご説明させてきていただいておりますが、今回 5 回目ということでございます。

前回までにご報告のとおり、議題はおおよそ固めさせていただいております。

今回は、具体的なワーキンググループの進め方、検討作業の進め方を共有させていただきまして、本日のご説明をもって、だいたいガイドラインの運用見直しの作業の準備という意味では、一旦決着ということにさせていただければと考えております。

まず、画面に表示させていただいておりますのが、ワーキンググループの日程案でございます。前回と議題案はもちろん変わっていないんですが、若干日付のまとめ方を変えております。年度後半に行くにつれて、通常案件のワーキンググループも頻度が上がってくることが想定されますので、いくつかの議題、F、G、H あたりでございますが、ある程度関連性あり、かつ一緒に議論してもいいんじゃないかというものをまとめさせていただいております。後半の日程に少し余裕を持たせていただいております。

そういう意味で、ちょっと若干パッケージが変わっております。ここら辺の後半の余裕は、議論が長引くことがあった時などの予備枠として、活用していきたいなというふうに考えているところでございます。

今、9 月のところまで具体的な日付を入れさせていただいておりますが、今後暫定ではありますが、10 月以降 12 月までのワーキングの暫定的な日程を決めさせていただこうかと思っております。

その上で、この日程案を来週を目途に第 9 期の委員の皆様へ送付をさせていただきたいと思っております。そこで一旦皆様から出席の関心表明をいただきたいというふうに思っております。

具体的な関心表明の締め切り等は、改めてメールでご連絡をさせていただこうかと思いますが、もし関心のあるワーキンググループありましたら、来週を目途に、出席の少なくとも関心表明をいただければというふうに思っております。

毎回の全体会合で、今日の冒頭も同じですが、ワーキンググループの日程の調整は毎回入ります。なので、各月の全体会合の場でワーキンググループの参加者は改めて調整するタイミングというか、チャンスはございますが、一旦、この時点で皆様の予定を押さえさせていただきたいという趣旨で、来週調整をさせていただく予定でございます。ぜひご関心のあるワーキンググループに関しましては、早めに日程調整をいただきますと幸いです。

まず 1 点目、日程表に関して以上でございます。

次にワーキンググループの共有事項のご説明に移らせていただきます。通常の案件ワーキンググループとは別に、ガイドラインの運用見直しのために、別途ワーキンググループを開催させていただきますので、その具体的な進め方に関しましては、共有事項というペーパーでまとめさせていただいております。

これ、前回のガイドライン運用見直しの時と、基本的にペーパーを作るということの運用は同じです。

内容に関してでございますが、個別の通常やらせていただいているワーキンググループと、基本的な構図は同じだと理解しております。個別ワーキンググループで議論させていただいて、必要に応じて助言案を取りまとめたいただき、その資料と助言案を全体会合に共有、報告をさせていただいて、そこで最終的に確定をさせるという基本的な流れは、皆様、今ご理解のとおりでワーキングと変わらずというところでございます。

ただ、いくつかちょっと改定をしていると言いますか、通常のワーキンググループと違う点がございますので、そこをメインにご説明をさせていただければと思います。

まず、3. (1) 個別 WG の会合の概要というところでございますが、情報公開の資料でございます。

ワーキンググループで議論する内容によって、FAQ の文言等修正していくわけではございますが、後世にこの議論を残す、どういう議論が為されて、最終的にこういう資料に落ち着いた、取りまとめに落ち着いたかというところを残すことが非常に重要だと考えております。

ですので、逐語録を公開したいと考えております。通常であれば、事前に質問をいただいて、回答表を作って、それを公開するとともに、論点を逐語録の代わりにということで共有させていただいているんですが、ここに関しては制度の議論が結構ありますので、その経緯という意味で、特例的に逐語録、あと通常どおり回答表と、見直し結果というのは、事務局である我々から、こういう成果品にしたいですというようなプレゼン資料でございますが、それを一緒に提示させていただくことで、後年経緯が明確に残るということにできればと考えております。それが 1 点目です。

2 点目が、3. (2) 主査の選任でございます。これは通常やっている個別のワーキンググループと同様、ワーキンググループごとに主査を決めさせていただいて、その主査の方に取りまとめをいただくというところは変わらず、ということなんです、その選定の仕方を工夫をさせていただきたいと思っております。

と言いますのも、個別のワーキンググループであれば、会議の当日に自薦、他薦で、互選の中で皆さんで選定していただいて、その日急に主査に任命されて、仕切っていただくということになるんですが、ガイドラインの運用見直し、結構制度面の議論を取りまとめていただくので、なかなか難易度は、通常の個別案件と比べるとやっぱり高まってくるかなっていうところもありますし、やっぱり経験値ですとか、専門性っていうところも踏まえて、それなりに経験のある方にやっていただきたいというところもございます。

主査には、可能であれば、ある程度事前の心づもりを持っていただいて、当日を迎えていただくほうが、準備ができるのかなということで、前もって参加希望をいただいた方の中から選定するプロセスを経ることができるというと考えております。

具体的なプロセスとしましては、出席希望者が出揃ったところで、申し上げたとおり、来週、皆様の意向を一旦聞きますので、それでだいたいどういう方が出られるかというのとはわかると思うのですが、来月以降の、第9期に移行したあとの全体会合の中で、改めてこの主査を皆さんで議論させていただいて、選定させていただくことをできればと思っております。

なので、各ワーキンググループごとに主査が任命されているという前提の中で、当日を迎えるということができれば、お互いに心づもりをして、きちんと準備をして、できるんじゃないかなと考えている次第でございます。

ちなみに、前回のガイドライン改正や、前回の運用見直しの時も事前にいろいろと調整させていただいたという経緯がございますので、それを踏襲したというところもございます。

あと、違うというところで、3.(4) 個別WGの開催のところでございますが、事前に質問をいただくというところ、我々から改定案を提示させていただいて、参加委員の皆さんから質問をいただくところは変わらず、それに対して、我々のほうから回答表を用意させていただくところの運用も変わらないんですが、当日の会議にそれを一問一答やっておりますと、相当な時間を要してしまうし、議論も非常に時間を要すると、かつ今回ワーキンググループ参加希望いただいている方、見ていただいたとおり、非常に人数が多いですので、それを全部やると、なかなかまとまらないなというところがございます。

ですので、ここは事前に質問いただいて、回答表は用意させていただきますが、それを事前に我々事務局のほうで踏まえて、おおよそ論点としてはこういうところだなんていうのをまとめさせていただいて、それを我々の資料に事前にできる限り反映をさせていただく努力をしたいなと思っております。

ですので当日も、皆様からいただいた質問の関心をまとめるとこういうところかなというところで議論を始めさせていただいて、それで我々の説明を受けて、それでもやはりコメントだったり、助言だったりっていうところが必要であれば、議論していただくという形にさせていただけないかなと思っております。

当日は、ですので回答表の質問の一問一答ではなくて、我々の提案に向けての更問いを踏まえて議論をしていただくということでございます。

我々も、例えば表現ぶりですとか、文言の修正とか、当日の議論で修正反映できるものは、その場でできる限りを反映する努力をする。あるいは、そこで議論が出たことで、ちょっと表現ぶりをペンディングする場合は、メール審議でできるだけそれを反映するような努力をしたいと思っております。

ます。

という形でのワーキンググループを今想定しているということでございます。

最後に、4.(1) 助言の取りまとめというところでございます。

今申し上げた様なワーキンググループの開催方法を想定しますと、では助言というものは何なのかという議論になるんですが、申し上げたとおり、回答表で質問と回答は、事前に用意はするんですけど、論点を絞って提案させていただいて、更問いをさせていただく中で議論するというところでございます。

で、それを一通り経たあとにやっぱり助言として、ある意味提言というような形になると思いますけれども、提言として残すべき論点が残っている場合は、我々がその場で修正した資料で賄いきれない、もっとより深く検討すべきだというような論点が残っている場合は、助言案として残していただくということができればなというふうに考えております。

ですので、具体的には個別ワーキングの中で、一通りの議論をして、皆様のほうから最後にやっぱりここはちょっと提言として残しておくべきだという判断がされる場合は、参加委員のほうからご提言をいただいて、主査のハンドリングのもと、ワーキンググループの総意として、それを助言とするというところを調整いただければ、それを助言案として最後にまとめるということでおります。

通常のワーキングですと、個別の回答表ですとか、いただいた質問に対する回答表の中で、これを助言にする、しないというような判断だと思うんですけど、そうではなくて、議論の結果として残った提言ですとか、出てきた提言を改めて助言にさせていただくというところを想定できればというふうに考えております。

前回のガイドラインの改正の包括的検討の時のプロセス等がある程度踏襲した制度とさせていただいたつもりではございますが、若干手続をもうちょっと詳細化したという認識でございます。

事務局からの報告としましては、このとおりでございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。それでは、主には今日は進め方ということですが、ご質問あるいは確認しておくべきことありましたらご発言いただきますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

東委員、どうぞ。

○東委員 はい、聞こえますか。すいません。委員長、ありがとうございます。

なかなかバクっとその概要がつかめないんですけど、手を挙げる場合は一人いくつまでってというのは決まっているのでしょうか。それとももう自分の関心がある、専門分野があるという場合は、いくつでも手を挙げていいとか、そういうルールなんのでしょうか。

これは JICA 側に質問です。

○西井 はい、ありがとうございます。事務局、西井でございます。

特段参加いただくワーキンググループの数の制限をするつもりはございませんので、極論すると全部に参加いただくということも、可能性としてはあり得るかなと思います。

ご回答になっておりますでしょうか。

○東委員 はい、ありがとうございます。

○西井 ありがとうございます。

○原嶋委員長 鈴木和信委員、どうぞ。

○鈴木（和）委員 ありがとうございます。鈴木です。

ちょっと私はよくわかってなくて申しわけないですけども、多分今までどっかで説明があったかと思うんですけども、参加希望者があれば、オブザーバーとして助言委員以外の人も参加できるというふうな記載があるんですけども、これはこの個別ワーキンググループは何らかの形で参加者募集ということを、助言委員会の委員以外にも何らかの形で通知をするんですかっていうことと、具体的にオブザーバーってどのような方が想定されるのか、もしあったら教えてください。

以上です。

○西井 はい、事務局、西井でございます。ありがとうございます。

オブザーバー参加に関しましては、ホームページで情報公開をさせていただいて、周知をさせていただこうかと思っております。ご理解のとおり、一般の方に向けて、もし参加希望があればということで周知をさせていただきます。

これは前回、前々回等と同じプラクティスということでございます。こちらも順次準備をさせていただいて、公開の準備を進めているところです。

具体的にどのような方かっていうのは、すみません。今明確に想定はないんですが、この業界で働かれてるコンサルタントの方ですとか、NGOの方は、もしかしたらご関心があるんじゃないかなというふうに、想像はしております。

具体的にどれぐらいの方が参加いただけるかっていうのは、正直今あまり感触はないところでございます。

○原嶋委員長 柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 柴田です。ありがとうございます。

今日ご説明いただいたワーキンググループの進め方については、よくわかりました。ちょっとやってみて、どういうふうになっていくかっていうのは、ちょっとあるんですけども。

1点確認なんですけれども、これまでも論点整理するところで、コンサルタントの方やいろんな方の意見を広く集めていただいて、ここまでまとめていると思うんですけども、ワーキンググループを実施して、助言確定して見直しの案が確定していくと思うんですけど、その見直しが固まった段階で、最後何かパブリックコメントのようなそういったような、また外からの最後意見を募集したりとか、そういうのは予定されていますでしょうか。

○西井 はい、事務局、西井でございます。ありがとうございます。

結論から申し上げますと、最終的な取りまとめは、一通り議論の成果がでましたら、年度一番最後のところ、1月、2月ぐらいでまとめて、改めて報告して公表していくということになるんですが、そのプロセスで、パブリックヒアリングまでは想定してないところでございます。

今回、ガイドライン運用見直しと改正の違い、一番最初のほうにご説明させていただいたとおり、やっぱりあくまで運用に詳しい方の意見をまとめて、運用改正をするということで、パブリックヒアリングまではガイドラインも求めてないですし、そこまでは今回はやらないということで整理させていただいたので、今回はあくまでこの有識者の間での意見を反映した内容の調整ということで、処理をさせていただく予定でございます。

ありがとうございます。

○柴田委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 石田委員、どうぞ。

○石田委員 はい、石田です。ありがとうございます。すいません、カメラの調子になんか悪くて映らないので、顔映さないまま喋ってしまいますけども。取りまとめありがとうございます。

今回のことについては、実際に環境社会配慮等なさってくださっているコンサルタントの方々にも、アンケートをかけて、いろんなご意見をいただいたというふうに伺ってるんです。

で、それはとても貴重なものだ。というのは、我々と違って、コンサルタントの方は現場でいろんなことに考えを及ぼしながら、なるべく可能な形で環境社会配慮の調査をやられていると思いますので、そういった方々のご意見もちろん、いただける個別のワーキングの日程の、その個別のワーキングの中に盛り込まれていくとは、想像してはいるんです。

例えば代替案の検討なんかに関しては、私なんかコンサルタントの方々も相当苦労されて計算されているような気がしてならないんです。で、もし可能でしたら、そういったコンサルタントの方々のご意見というの、かなりの程度ご紹介いただけると、議論がより適正なものになってくるのかなという意見を持ちました。

以上です。

○西井 はい、ありがとうございます。事務局の西井でございます。

今申し上げたとおり、個別ワーキンググループの中で、コンサルタントの方に発言だったり、インプットをいただくっていうことは、今の時点では想定してないんですが、前回のアンケートの過程の中で、コンサルタントの方々の声はある程度拾わさせていただいた経緯がございます。

これは助言委員の皆様の助言をいただいて実施したアンケートということでございますが、前回の全体会合でも、その結果に関しては、概要はご説明させていただいているところでございます。

より個別のところも、多少のコメントはいただいておりますので、事務局のほうで資料を作る中で、もし関連するコンサルタントのコメントや意見がある場合は、それを踏まえさせていただいて、かつ説明の際にこういう意見もあったということを踏まえてご説明させていただいて、そのうえで議論させていただければと思っております。

○石田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川 はい、ありがとうございました。

ちょっと今日は入室が遅れて申しわけありませんでした。

事前に読ませてもらう資料ですけども、通常のワーキンググループの資料は結構多いんですが、今回のワーキンググループの場合、どの程度の資料を想定されているのか。概要で結構なんで何か案があればお教えください。

以上です。

○西井 はい、事務局、西井でございます。ありがとうございます。

これは今から正直なところ資料を作成しますので、今どれぐらいっていうのは、なかなか明確に申し上げづらいんですが、前回ですとか、前々回の経験を踏まえまして、だいたい論点 1 個ごとにパワーポイントの形で、スライドを作らせていただいております。

だいたい論点と、周辺情報として参考になるような情報を踏まえて、落としどころとして、例えば

FAQ の文言みたいなのところを我々から提案させていただくような数十枚、今日のモニタリング報告のような枚数ぐらいのプレゼン資料を毎回提示させていただいて、それを踏まえて議論させていただくようなことを想定しております。

決して何かドキュメントってということではないかなというふうに考えております。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

それでは、運用の見直しそのものは、新しい委員会の体制のもとでということになりますので、本日は主に進め方について、概ねご了解いただくということになろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

何か重要な点ありましたら承りますので、サインを送っていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、西井さんのほう、補足ありますか。

○西井 いえ、ございません。第 9 期に引き続き移行される方、恐らく運用見直しの件については大変お世話になるかと思っておりますので、引き続き何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。次は期末報告ということでございます。

期末報告につきましては、前回、その草案と言いますか、叩き台を既にお示ししておりますけれども、林副委員長に基礎的な資料を取りまとめていただいたうえで、事務局でデータなどの確認をしていただいた形で、今お示したとおりに取りまとめております。

林副委員長、もし何かポイントなどについてご解説いただければ、よろしくお願いします。

○林副委員長 はい、林です。聞こえますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、聞こえます。

○林副委員長 委員長からご紹介いただきましたけれども、期末報告、2 年に一度、期の最後の時に、今期の議論の助言委員会の活動の状況を報告しているというか、まとめているものです。

前回出してる資料から大きな変更はありませんが、若干分類の区分けを少し見直したというぐらいの変更はありますけれども、大きな変更はございません。

全体会合は 22 回、個別案件は 20 件というようなことでございまして、その下のほうに個別案件ごとの助言で、どんな案件があったのかということと、どんな助言があったのかというような整理が為されています。

助言については、20 件に対して 112 件あったというような整理になっております。

助言とともに、下の方に 2) ですが、ワーキングの論点、ワーキングについても、どのような論点があったのかということをとりあえずまとめてございます。

そのほうの下に行ってください、その他です。運用面での改善ということで、オンライン会議を引き続き実施しているというようなことと、運用見直しの議論が始まったというようなことが書いてあります。

3 番目以降は、環境レビュー方針の説明と、モニタリング段階の報告、及び案件概要の説明等です。各説明がいつ行われたのか、どんな案件でという話が載っております。

それずらずらずらと行っていただいて、最後のほうに表がありまして、助言委員会の委員名簿と

ということで、6月1日現在の委員の名簿とご所属が書いてございます。

その先は基礎資料です。基礎資料として、各案件とそれに対する助言の分類の表になっていると、そのような整理で、一番下はまとめの図表が書いているということです。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

今ご解説いただきましたけど、何かご質問等ありましたら承りますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、期末報告につきましては、もう一度精査しまして、委員長、副委員長の判断で、最終的にファイナライズさせていただきたいと思いますので、一任ということでご了承いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、今後の会合スケジュールの確認ほかということで、事務局からご発言をお願いしてよろしいでしょうか。

○西井 はい、事務局、西井でございます。

冒頭申し上げたとおり、第8期の会合としましては、今回が最終回ということになりまして、次回以降、第9期の新しいメンバーのもとで助言委員会を開催させていただくことになる予定です。

次回第181回会合、8月3日月曜日14時からということでございます。9期に引き続き担っていただける皆様におかれましては、ご参加と、いつもどおり本部、オンラインで実施したいと思っておりますので、どちらからでも結構です、ご出席お願いいたします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

最後になりますけど、全体通して何かご発言ありましたら承ります。

あと、先ほど今ありましたけども、第8期、本日が最後ということで、本日限りでご退任される委員として、私が承知しているところでは、錦澤委員と貝増委員ですか。

もし一言いただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○錦澤委員 委員長、ありがとうございます。錦澤です。せっくなので、一言だけ申し上げさせていただきます。よろしいでしょうか。

私、2018年からお世話になりまして、4期ですか。早いものでそんなに経つんですけども、もともと私自身、あまり国際協力のこういった環境社会配慮ってそんなに明るくはなくて、国内のアセスはそれなりに専門でやってきたんですけども、この間やらせていただいて、世銀のセーフガードポリシーですとか、JICAが取り組んでこられているこの環境社会配慮の仕組み、非常に先進的な部分もありまして、かつ、この間、非常にJICAの職員の方々の努力ですとか、また、委員の先生方のご尽力で、進化し続けているということも感じることができました。

そういう意味で、非常に私自身、勉強させていただいた良い機会だと、そのように感じているところです。

最後に説明がありましたガイドラインの運用見直しも、非常に関心があるところで、退任ということで、やや残念な気もするんですが、今、大学も非常に大きく転換しているところでありまして、ちょっと今年度は、本務のほうで、ややこちらのJICAのほうの貢献が十分にできないということで、退任するということを決断したところです。

また将来的に機会がありましたら、手を挙げさせていただくかもしれませんので、またどうぞよ

ろしく願ひいたします。どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 ありがとうございました。貝増委員、いかがでしょうか。

○貝増委員 はい、貝増です。

私は2期務めまして、4年間こちらのほうでお世話になりました。その前、10年以上前ですけども、JICAのほうで仕事を10年以上させていただいて、久しぶりにいろんな案件、特に私、円借款とかも最後のほうにやっていたので、実際プロジェクトの形成やモニタリングしていた当事者でもありました。調査の段階とかで、環境社会配慮のほうをやっていないといけないということ現場のほうでも見てきました。いろいろ今回、この助言委員会を通じて、いろいろ勉強させていただいた部分が大きかったのかと思います。

ガイドラインの見直しのことについては、関心があるのですが、最近外部のほうというのか、大学の状況は結構厳しくて、学校のほうがどうなっていくのかってところは、今、不安なところがあります。いろんなことが重なっていて、今回は一度お休みというか、1回引いてと思っています。できればガイドラインの見直しのほうは、オブザーバー参加とかで、そのあたり、どういう状況になっているのかいうことを、見ていきたいなと思っています。どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

審査部のほう、何かありますか。

○西井 はい、第8期の皆様、大変お世話になりましてありがとうございました。

非常に充実した議論を、今期もいただいたように感じておりまして、充実した議論と、案件の質の向上に繋げていただいたなというふうに考えております。

前回の全体会合でもご報告したとおり、我々の理事会でも助言委員会の活動は報告させていただいておりまして、役員層からも助言委員会の意義は、コメントは来ておりますので、効率化ですとか、取り組まなきゃいけないこともいろいろあると思っておりますが、第9期に向けて、引き続きご協力いただければと思っております。

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、ほかいかがでしょうか。全体を通じて。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ありがとうございます。貝増委員、錦澤委員、どうもご苦労さまでございました。

こんなこと、JICAさんに聞いちゃ申しわけないのか、ちょっとわからないんですが、今般、第9期に向けて助言委員を募集した。で、新たに応募したという人たちはどのぐらいいたのか。もしお聞かせ願えるならば、その辺の情勢、ちょっと聞きたいと思いますが、もし差し支えなければ結構です。

よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 JICAの側、お願いします。

○池上 はい、事務局、池上です。

申しわけありません。応募状況については情報公開しておりませんので、ご理解いただければと思います。

我々としては、応募者が増えるよう努力して取り組んでおりますということだけ、お伝えさせていただければと思います。

○原嶋委員長 奥村委員ですか、どうぞ。

○奥村委員 錦澤委員、貝増委員、お疲れさまでした。

今日のモニタリングの報告について、JICA さんにちょっとお伺いしたいところがあって。ちょっと今日、私もちょっと質問でしつこく聞いてしまったところがあるのですが、ワーキンググループで、いろいろとそのモニタリングで、こうしたほうがいいという助言が、委員から提示させていただいて、それに対してどうだったのか。

これはやっぱり委員からこういう助言をいただいたけれども、なんか対応するのが難しかったとか。そういうなんか振り返りみたいなのはあったほうがいいのかなと。全件やるのはすごい大変かもしれないのですが、モニタリングの際に、このワーキンググループで出た、特にモニタリングに関しての助言に対してはどうだったのかっていうのは、もし可能な範囲で、報告いただけると、逆に今後委員が助言をまとめる際に、いやこういう助言だったら有効なのだなとか、そういう判断もできるかなと思ひまして。

半分質問で半分コメントといったところです。

○原嶋委員長 JICA の側、お願いしてよろしいでしょうか。

○池上 はい、事務局、池上です。ご指摘、本当に貴重なご意見ありがとうございます。

確かに、ワーキングの時点でモニタリング関連のご助言いただくことも多いと思いますし、ご助言いただくということは、その助言に関連する点はその案件において、非常に重要なモニタリングのポイント内容だと思いますので、こういったご指摘をいただかなくても、自然にモニタリング段階の報告の中で、その項目も含まれていくべきものだろうと考えております。

ただ、モニタリングの資料をまとめる段階で、ワーキング時点からかなり時間が経っているということもあるので、実際にそのモニタリング報告をまとめる際に、その以前のワーキングでこういった助言が出てきたかということ、もう 1 回振り返って、その内容としてそこが含まれてるかどうかを、審査部としても確認させていただく形を取りたいと思っております。

以上となります。

○原嶋委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、何か本当にご発言ありましたら承りますので、サインを送ってください。

よろしいでしょうか。事務局のほうもよろしいでしょうか。

○西井 はい、事務局も大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、2 年間の第 8 期の助言委員会、大変ご苦労さまでした。

つたない進行で、ご迷惑をおかけしましたけども、委員会の進行にご協力いただきまして、委員の皆様には改めてお礼申し上げます。

あと JICA の職員、スタッフの方にもサポートしていただいて感謝してます。どうもありがとうございました。

それでは、特になければこれで締めくくりとなりますけども、審査部、西井さん、池上さん、よろしいでしょうか。

○西井 はい、大丈夫です。

原嶋委員長、2 年間、本当に第 8 期の委員長、誠にありがとうございました。委員の皆様も本当にありがとうございました。大変お世話になりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、本日の第 180 回の全体会合、これで終了させていただきます。
どうも本日はありがとうございました。

閉会 16:52